

Ⅲ 目標・基本方針別の進捗状況と課題

次に計画の目標・基本方針別に、主な取組の実施状況、目標・基本方針に対する進捗状況、課題を示します。

【目標1】地域の特性に応じた多様な生態系や動植物の保全

＜基本方針＞ ① 地域の特性を認識するため、生態系やそれを構成する生物などの現状把握を図る

(1) 主な取組の実施状況

① 計画の施策別実施方針に関するもの

1 生態系別施策	＜主な取組の実施状況＞
高山) 原生状態の厳格な保護	自然保護監視員・生物多様性保全監視員を配置しモニタリング実施。夕張岳・大雪山・アポイ岳において高山植物盗掘の監視事業実施(5～10月)。
森林) 原生的・自然性の高い天然林保護	道内民有林内に「生物多様性保全の森」を設定(R1で38箇所)、希少種の生息・生育状況モニタリング実施。
湿原) 人手の加わっていない湿原の保全～湿原の再生・復元	湿地定期モニタリング調査の実施(H29まで)。
2 重要地域の保全施策	
世界自然遺産	サケ科魚類・河川工作物・海棲哺乳類等の調査実施。
3 横断的・基盤的施策	
鳥獣保護管理施策	鳥獣保護区等の指定(R1で道指定保護区296箇所、特別保護地区88箇所)に際し鳥獣の生息状況把握。北海道立総合研究機構(以下「道総研」)との連携により、ヒグマの個体群動態、広域痕跡調査実施(H28まで)。風力発電施設での希少猛禽類を中心とした衝突事案について、国と連携し情報収集実施(H24～/小型風力はR2～)。エゾシカの生息環境・捕獲状況調査等実施。
希少野生生物の保護施策	種の現状を評価し保護上重要な種を選定した北海道レッドリストの改訂(哺乳類・鳥類・両生類爬虫類・魚類・昆虫(コウチュウ目・チョウ目)公表済み)。指定希少野生動植物種(植物22種(H25以降))のモニタリング実施。タンチョウ越冬分布調査の実施。
文化財保護施策	指定済みの道文化財については文化財法により現況調査を実施。
外来生物対策	カワマス・カムルチー・ブラウントラウトの生息確認調査等の実施。外来種の現状を示す北海道ブルーリストの改訂作業実施(哺乳類・鳥類・両生爬虫類公表済み)。アライグマなど主要な外来種の分布・捕獲等情報を収集。
生物多様性保全に関わる調査等	道総研と連携し、ヒグマ・エゾシカ・湿原について継続的に調査実施。条例指定希少野生動植物種の生息域外保全に関し、北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園と覚書を交わし、緊急的な保全が必要な植物の域外保全を研究的に推進。レッドリスト・ブルーリストのホームページ掲載。
持続的利用に関する研究	道総研と連携し、農村環境、水産関係の研究実施。

② 環境基本計画の分野・施策に関するもの

1 自然との共生を基本とした環境の保全と創造	＜主な取組の実施状況＞
自然環境等の保全及び快適な環境の創造	自然保護監視員等を配置(再掲)。
知床世界自然遺産の厳格な保全と適正利用	海棲哺乳類等のモニタリング調査実施(再掲)。
野生生物の保護管理	ヒダカソウなどの指定希少野生動植物種のモニタリング実施(再掲)。国と連携してタンチョウの保護増殖事業実施(再掲)。レッドリストの見直し(再掲)。アズマヒキガエルの日撃情報調査実施(再掲)。ブルーリストの見直し(再掲)。道内の外来魚の生息状況調査(再掲)。ヒグマ個体群動態調査・広域痕跡調査等の実施(再掲)。エゾシカ生息環境・捕獲状況調査等実施(再掲)。

2 各分野に共通する施策の展開	
基本的な施策(調査研究・情報提供・国際的取組)	治山ダム改良後の効果検証、治山ダム改良中長期計画現状確認、魚道等の効果把握に関する共同研究実施。化学物質環境実態調査、環境放射線等モニタリング調査、酸性雨モニタリング(土壌・植生)調査実施。

(2) 目標1-基本方針①に対する進捗状況

生態系やそれを構成する生物などの現状把握において、湿原など特定の生態系に関するモニタリング調査のほか、レッドリストの改訂作業を通じた道内に生息・生育する野生動植物種の全般的な現状評価を行っています。さらに、絶滅のおそれがあるなど保護上重要な種については、条例に基づく指定希少野生動植物種のモニタリング調査や、国と連携した、タンチョウなど国内希少野生動植物種の保護増殖事業の取組などを通じ現状の把握が行われたほか、エゾシカやヒグマなど、産業や生活との間にあつれきを生じ特に保護管理が求められる野生鳥獣について、生息状況の調査を行っています。

また、生物多様性への脅威のひとつである外来生物については、ブルーリストの改訂を通じた現状把握と全般的な現状評価がなされたほか、アライグマ等の主要な外来種については、分布情報や捕獲に関する情報を収集し、現状把握するとともに、ホームページを通じて広く情報提供を行っています。

こうしたことから、一部の生態系や、指定希少野生動植物種、タンチョウ、エゾシカ、ヒグマなど特定の種について、地域毎の生息・生育状況を把握している点で、地域特性の認識に繋がっているものと示唆されます。

<関連指標群>

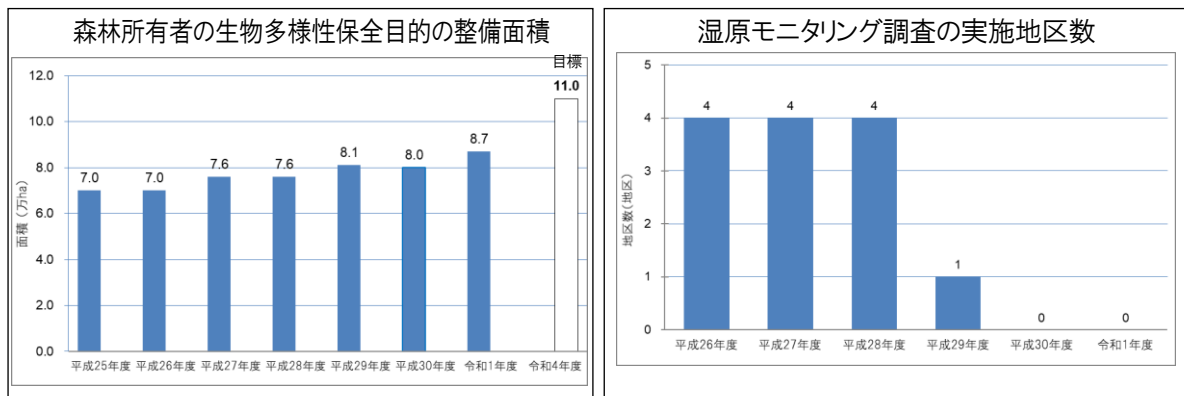
現状把握に関する関連指標群については、図1のとおりです。

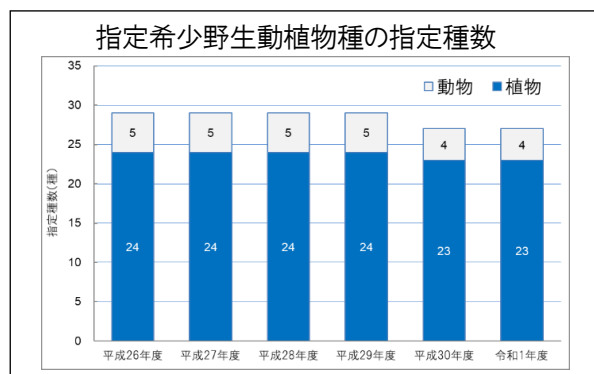
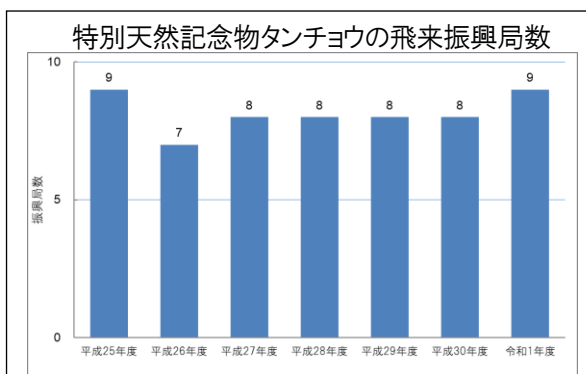
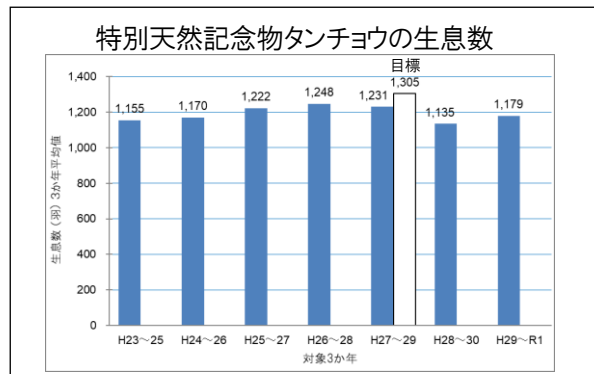
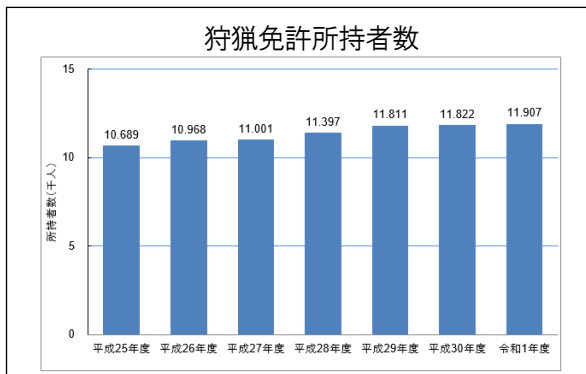
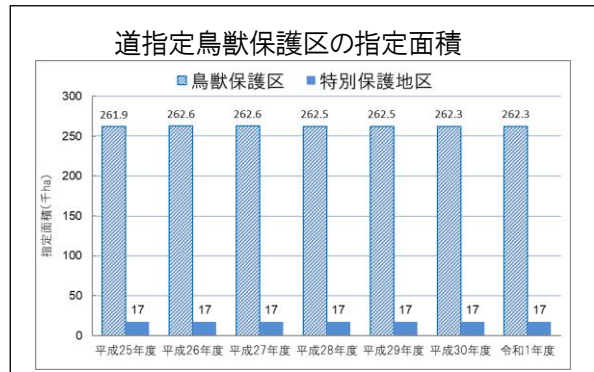
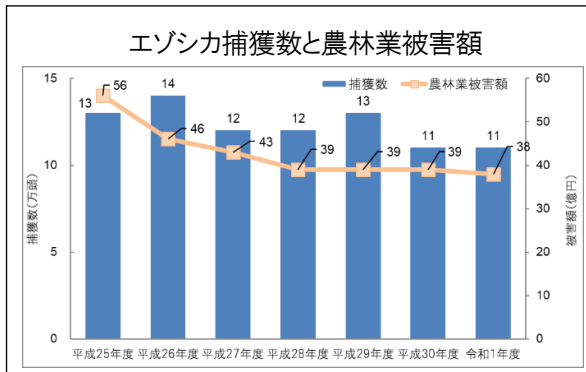
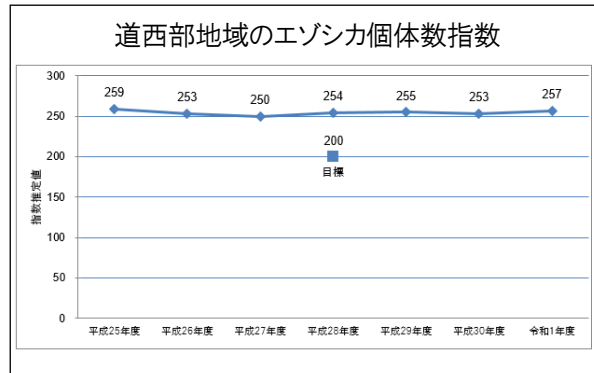
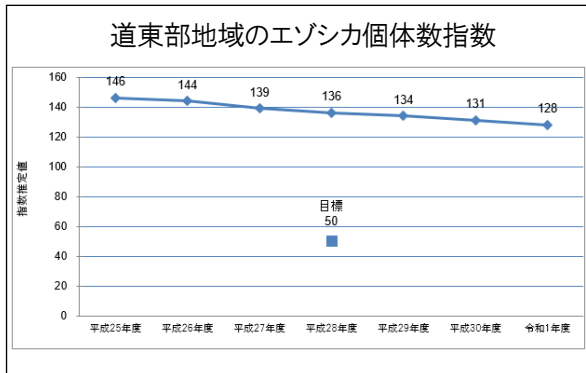
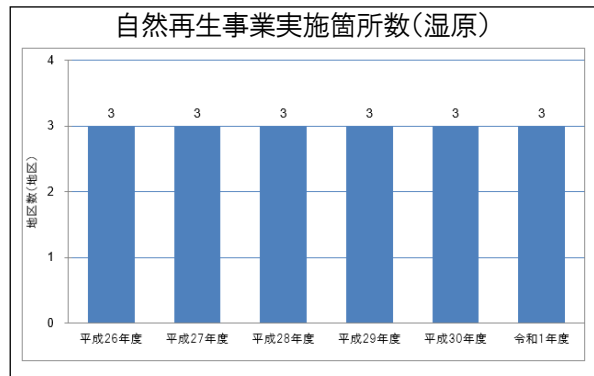
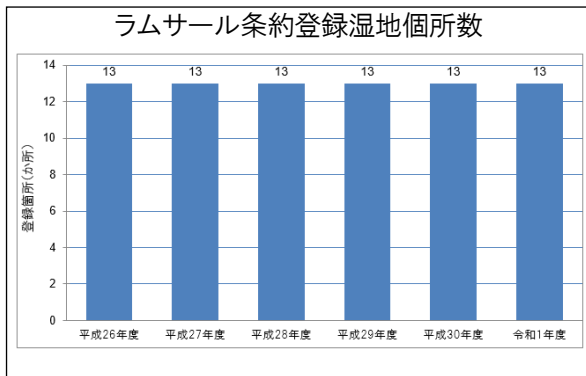
把握すべき対象種について、指定希少野生動植物の指定種数を見ると、国内希少野生動植物種指定に伴い道条例の指定を解除した2種があるものの、それ以外に変更はなく、その内のモニタリング調査対象種数もほぼ横ばいとなっています。天然記念物の指定件数も、道指定で2件の増加がありました。国指定に変化はありませんでした。また、外来種に関しては、指定外来種及び特定移入動物の指定種数に変化はありませんでした。北海道レッドリストの更新時に作成する野生動植物種の目録は、平成29年までに6分類群(哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、魚類(淡水・汽水)、昆虫(コウチュウ目)、昆虫(チョウ目))で作成しましたが、それ以降は増えていません。

現状把握の対象となっている区域については、森林所有者の生物多様性保全目的の整備面積が漸増しているものの、平成28年度まで4カ所で実施していた湿原モニタリング調査は平成29年を最後に実施されていません。また、ラムサール条約登録湿地個所数や湿原の自然再生事業実施個所数は変化なく、道指定鳥獣保護区の指定面積でもほぼ変化はありませんでした。

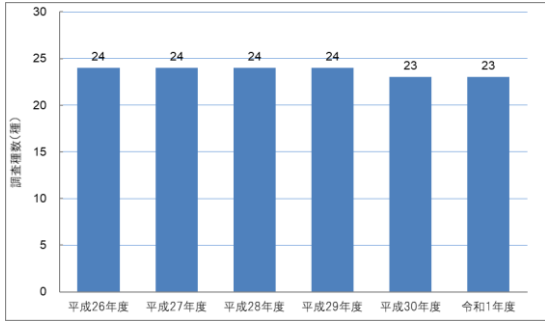
一方で、これらの種や区域を現状把握するための体制の面については、自然保護監視員等の人数と監視延べ日数の推移を見ると、平成26年～令和元年まで漸減(人数で14%、監視日数で20%の減少)しており、また、セイヨウオオマルハナバチバスターズの登録者数も同様に減少(平成25～令和元年まで19%減少)していることから、把握すべき対象種や区域がほぼ変化なく推移していることに鑑みると、現状把握の頻度や密度の低下が伺われます。なお、狩猟報告などを通じ野生鳥獣の現状把握に大きな役割を果たしている狩猟免許者数は増加傾向にあるほか、アライグマ対策の推進を図る目安となる防除実施計画を策定した市町村数も漸増傾向を示しており、分野によっては現状把握の体制を補うことができる可能性も見えます。

図1:目標1-基本方針①に係る関連指標群の動向

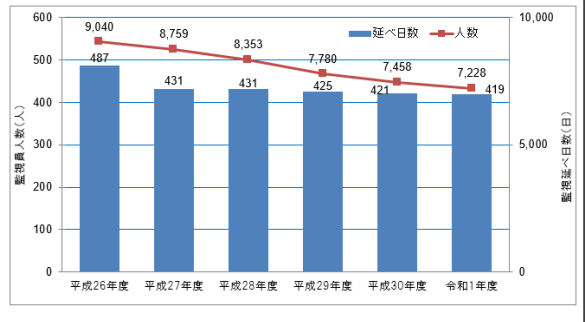




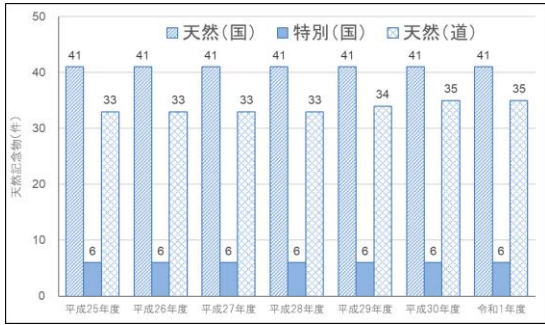
指定希少野生動植物種のモニタリング調査対象種数



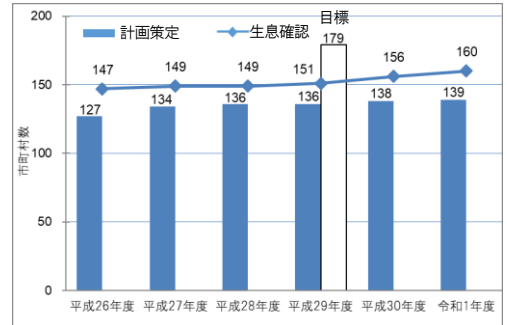
自然保護監視員等の人数と監視延べ日数



天然記念物の指定件数



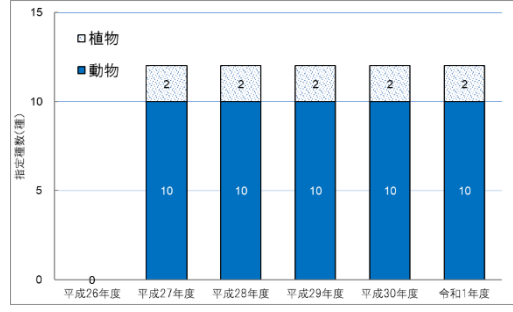
アライグマ防除実施計画の策定市町村数



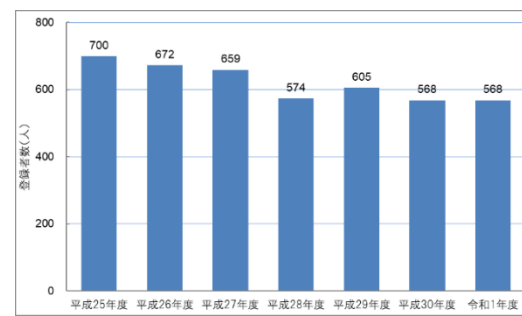
アライグマの捕獲数と農業等被害額



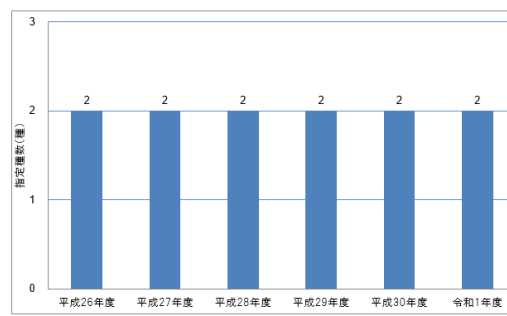
指定外来種の指定種数



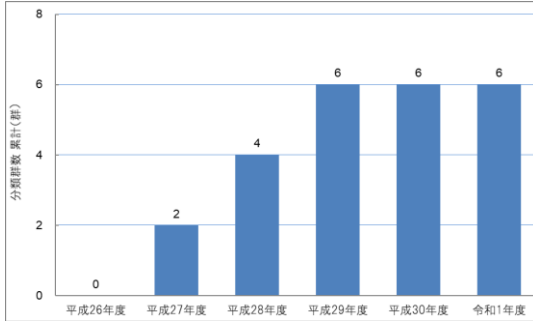
セイヨウオオマルハナバチバスターズの登録者数



特定移入動物の指定種数



野生動植物種の目録を作成した分類群の数



(3) 課題

- 地域特性をよりの確に認識するためには、生態系としての現況把握が重要となりますが、現在はほとんど実施しておらず、湿原定期モニタリングなども廃止となっています。
- 連続的につながった異なる生態系が、相互にどのように関係し合っているかについて知ることも、地域特性を認識する上で有効と考えられます。
- 気候変動による生物多様性への影響を把握することを意識したデータの収集や保存・蓄積は、長期の変化を捉えるという観点が必要となりますが、これまでほとんど行われていません。
- 自然公園等の「保護区」については、自然保護監視員等による巡視を通じ定期的な現状把握が行われていますが、自然保護監視員等の人数及び巡視日数は年々減少しており、限られた予算の中で集中的、計画的に現状把握を行っていくことが必要となっています。
- 今後、生物多様性の新たな国際枠組みを受け、次期国家戦略で検討されている保護区面積の拡大などに関連し、保護区の周辺も含めた現状把握が、保護区との連続性を確保する観点から、重要になると考えられます。
- 北海道レッドリストで絶滅のおそれがあると判定された種については、できる限り速やかに生息・生育の実態を把握することが重要であり、それにより条例指定など速やかな保護の手立てを行うことが可能となりますが、そのためには個体数の経年変化等を把握することが必要となります。
- 北海道レッドリストの更新では、前回公表から20年以上経過している分類群もあり、気候変動など生物多様性への脅威が増すことが予想される中、定期的に種の現状を評価することが重要です。

【目標1】地域の特性に応じた多様な生態系や動植物の保全

＜基本方針＞ ② 絶滅のおそれのある動植物や重要な生態系の保全を図る

- ・ 絶滅原因の減少と遺伝的多様性の確保
- ・ 希少種の個体数の回復
- ・ 必要に応じた外来種の防除

(1) 主な取組の実施状況

① 計画の施策別実施方針に関するもの

1 生態系別施策	＜主な取組の実施状況＞
高山) 原生状態の厳格な保護～レクリエーション活動との調和	自然公園の核心地である夕張岳・大雪山・アポイ岳・礼文島地区において、高山植物の盗掘監視や植生の踏みつけ防止など普及活動の実施(再掲)。大雪山国立公園や知床国立公園での、携帯トイレの普及啓発を通じた山岳環境保全の実施。
森林) 原生的・自然性の高い天然林保護	道内民有林内に「生物多様性保全の森」を設定(R1で38箇所)、原生状態がよく保たれている森林や絶滅のおそれのある種の生息・生育地となっている森林等を保全(再掲)。
湿原) 湿原の再生・復元	釧路湿原、サロベツ湿原での再生事業のほか、法に基づかない自然再生事業(美々川)の取組を推進。
海岸) 自然海岸の保全	自然海岸を含む国定公園や道立自然公園、道自然環境保全地域において、法や条例に基づく行為規制を通じた保全・管理を実施。
浅海域) 浅海域の保全と水産業の調和	日本海～噴火湾にかけての5海域で「藻場ビジョン」を策定(H29:2海域、H30:2海域、H31:1海域)し、その行動計画に基づき、海域毎に異なる衰退要因に対応した藻場の保全・創造対策を実施。
2 重要地域の保全施策	
自然環境保全地域等	自然保護監視員・生物多様性保全監視員を配置し、定期的に巡視すると共に標識の状況等確認(再掲)。
自然公園	湿原等の歩道整備による植生保護。自然公園の計画点検・見直しを進めるとともに、スノーモビル等乗り入れ規制地区への案内標識の設置等、保全につながる利用の普及啓発実施。
世界自然遺産	適正利用・エコツーリズム検討会議参加。遺産地域の保全と適正な利用のため自主ルール普及等の取組実施。

	関係行政機関や地元自治体、関係団体、専門家等が連携してモニタリング・調査研究を行い、各種法令に基づき生態系や自然環境の保全に必要な措置を実施。また、遺産地域の保全と適正利用のためのガイドライン(知床ルール)普及等の取組を実施。
3 横断的・基盤的施策	
鳥獣保護管理施策	鳥獣保護区等を指定(道指定保護区 296 箇所、特別保護地区 88 箇所)(再掲)。エゾシカ保護管理計画に基づく積極的な捕獲の促進(H25～R1 の7年間平均で約 12.3 万頭/年)。
希少野生生物の保護施策	指定希少野生動植物種のうち、カリバオウギについて、砂防ダム工事に伴う生育地改変に対応した移植実施。ヒダカソウとエンビセンノウについて、北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園との覚書に基づき緊急的な域外保全の取組実施。タンチョウ保護増殖事業の一環で分散計画に応じた調整を行いながら、越冬期における餌不足対策として、環境省と協働で給餌事業実施(R1 で 6,270kg/19 箇所)。
文化財保護施策	指定済みの道文化財の文化財法に基づく保護・管理。
外来生物対策	アライグマの効率的な捕獲が可能な春期捕獲の促進(H27 から4～6月、H31 から3～6月実施。R1 で 7,429 頭/120 市町村捕獲)。法に基づく道の防除実施計画更新(アライグマ及びカニクイアライグマ、ミンク、セイヨウオオマルハナバチの4種3件)。地元と連携した外来魚駆除と移植禁止の啓発実施。
環境影響評価	法律及び条例に基づく環境影響評価の実施。
低炭素・循環型社会形成に向けた取組	—

② 環境基本計画の分野・施策に関するもの

1 自然との共生を基本とした環境の保全と創造	<主な取組の実施状況>
自然環境等の保全及び快適な環境の創造	自然公園の施設整備実施。自然保護監視員、鳥獣保護員及び生物多様性保護監視員を配置、自然公園や鳥獣保護区等における適切な保護管理等実施(再掲)。多様な生態系や水源涵養等機能を有する森林の保全・整備実施。豊かな生物を育む潤いのある河川環境の保全・整備実施。
知床世界自然遺産の厳格な保全と適正利用	適正利用・エコツーリズム検討会議参加。遺産地域の保全と適正な利用のため自主ルール普及等の取組実施。(再掲)。
自然とのふれあいの推進	特定移入動物飼養の届出を通じた監視や終生飼養の啓発実施。
野生生物の保護管理	鳥獣保護区等を指定(道指定保護区 296 箇所、特別保護地区 88 箇所)(再掲)。エゾシカ保護管理計画に基づく積極的な捕獲の促進(H25～R1 の7年間平均で約 12.3 万頭/年)(再掲)。
2 各分野に共通する施策の展開	
環境に配慮する人づくりの推進	条例に基づく開発許可制度の適切な運用を通じ、無秩序な開発の抑制、環境に配慮した土地利用の促進。
環境と経済の好循環創出	環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業に対し、環境影響評価制度の運用を通じ良好な環境を保全。

(2) 目標 1-基本方針②に対する進捗状況

生態系のうち脆弱性が高く、盗掘や踏みつけ等による影響を受けやすい高山や湿原などで、監視や保全措置、利用者等への啓発などが行われています。また、個体数の増加により生物多様性の保全上、脅威となっているエゾシカについては積極的な捕獲促進が図られ、近年は年間10万頭以上の捕獲が継続しています。また同時に鳥獣保護区の指定や自然公園等保護区の指定・管理、種の現状に応じた指定希少野生動植物種の指定、生態系への影響が懸念される外来種のアライグマ対策としての捕獲も促進されており、これらは絶滅原因の減少や遺伝的多様性の確保に貢献する取組となっています。

また、希少種の個体数の回復については、タンチョウで、環境省や地域関係者と連携した取組により、個体数の回復傾向が確認されています。また、指定希少野生動植物種の一部の植物で行っている域外保全などの取組は、現状では回復の効果を確認する段階にはありませんが、将来的な野生復帰により個体数回復につながる取組となっています。

こうしたことから、必要に応じた外来生物防除も行いながら、絶滅原因の減少や遺伝的多様性の確保を図り、一部の種に関しては個体数回復の取組も進めており、地域の特性に応じた多様な生態系や動植物の保全に繋がっているものと示唆されます。

<関連指標群>

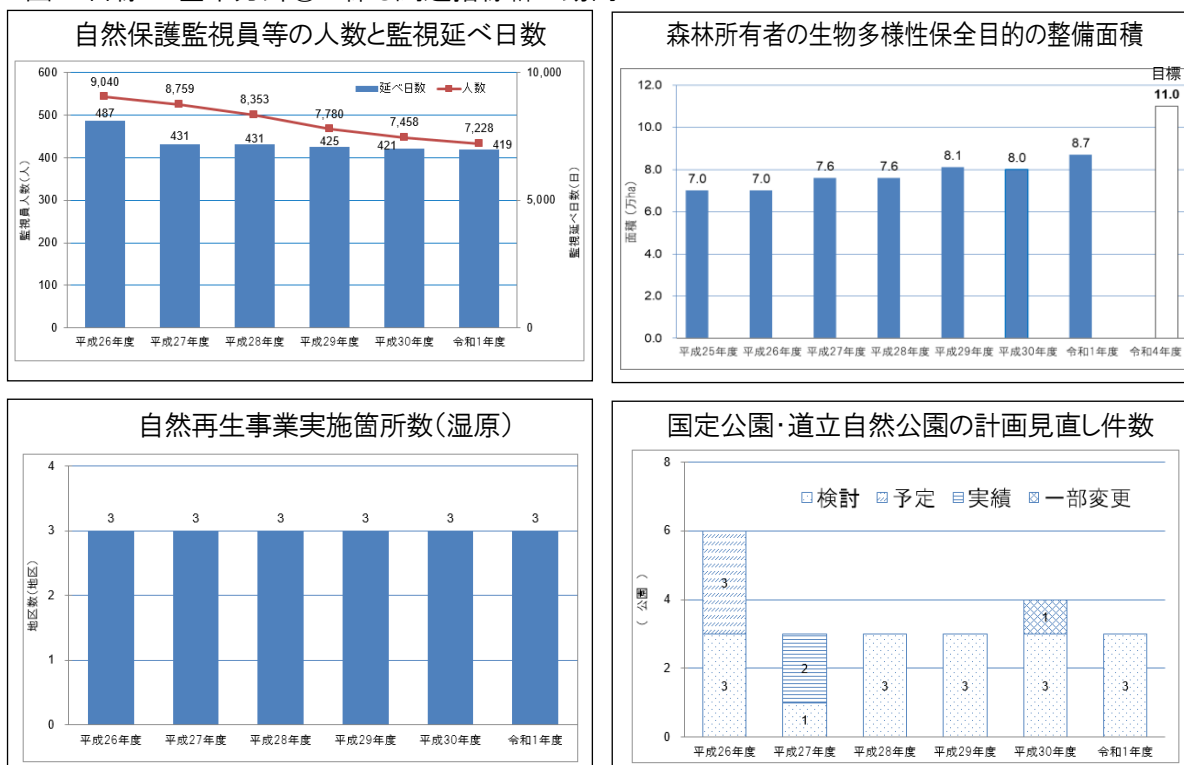
多様な生態系や動植物の保全に関する関連指標群については、図2のとおりです。

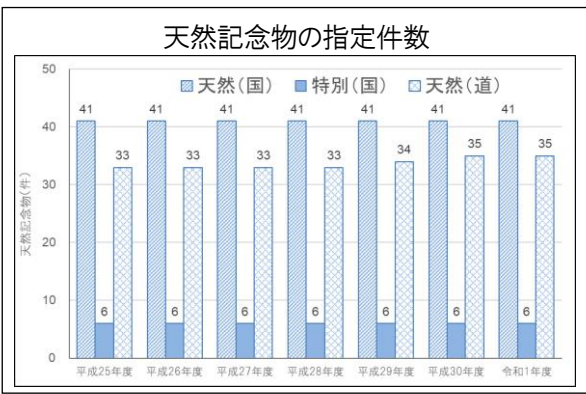
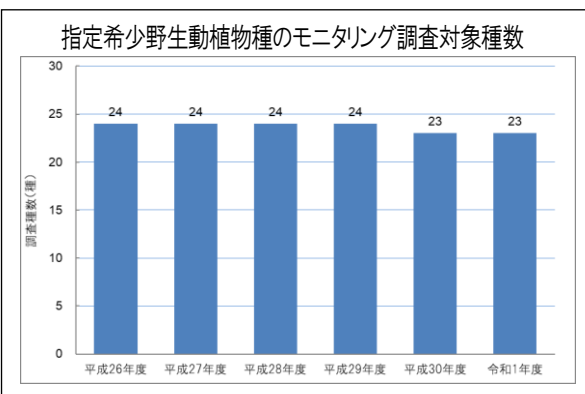
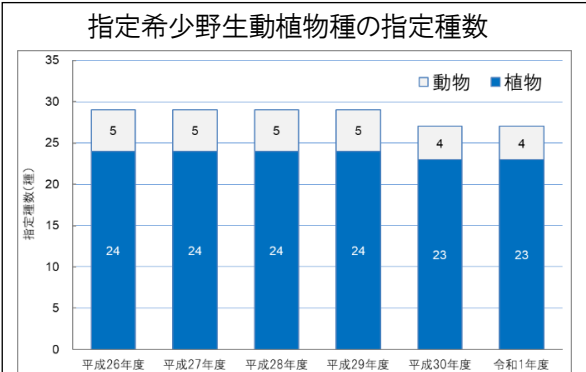
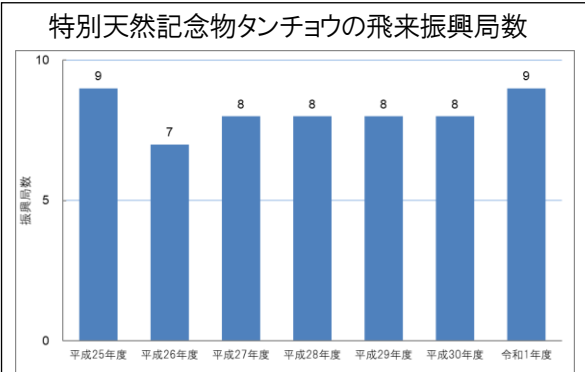
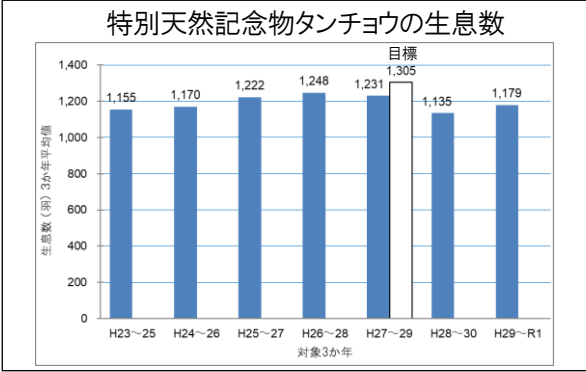
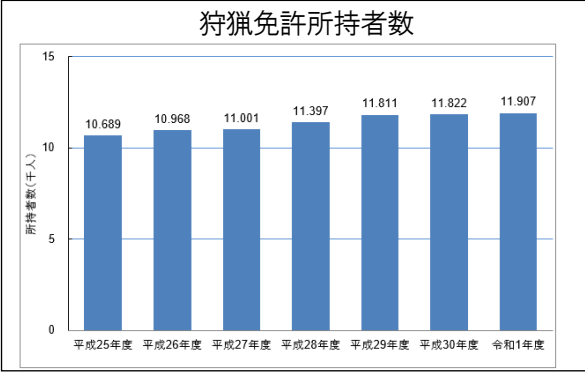
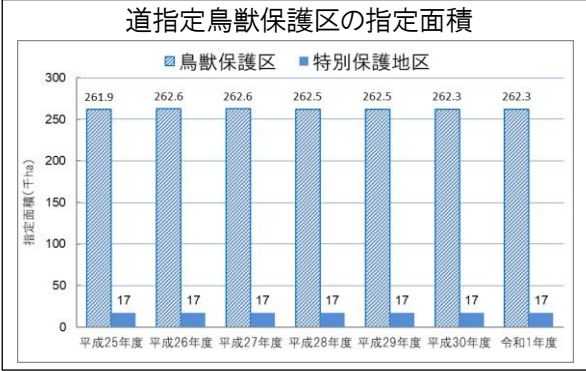
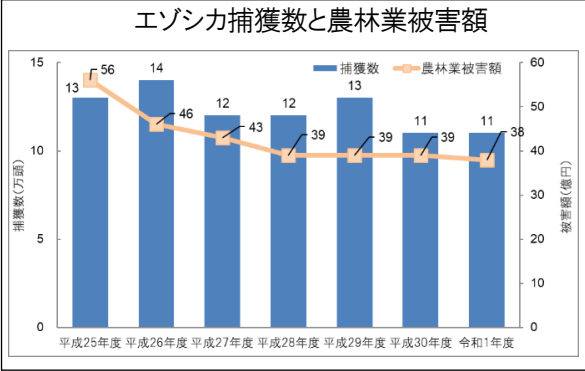
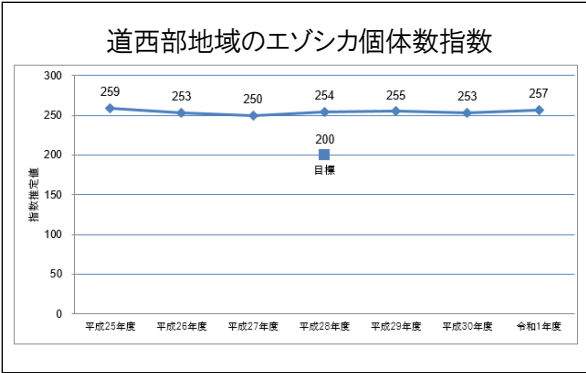
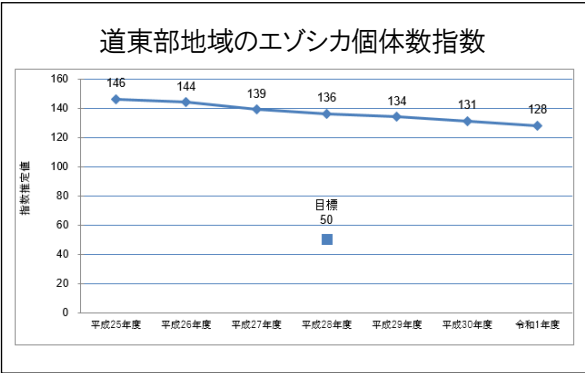
一部の植物にとって盗掘は、種の存続が危ぶまれるほどの脅威となっており、これに対し定期的な監視は有効な対策のひとつですが、自然保護監視員等の監視日数は、現状把握でも挙げたとおり減少しており、監視の目が行き届かなくなっているおそれがあります。

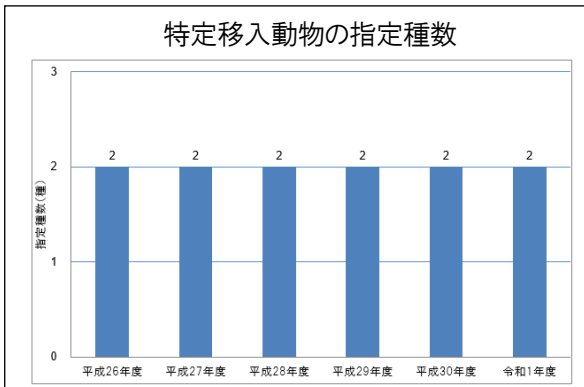
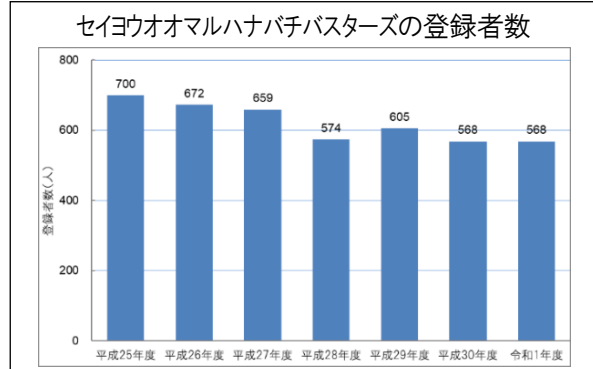
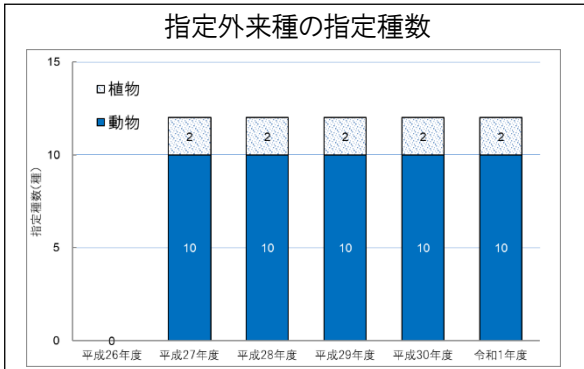
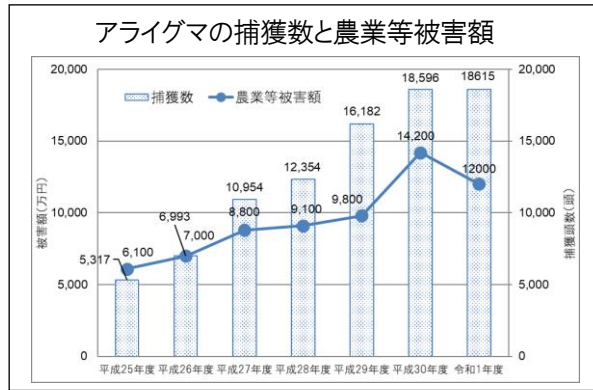
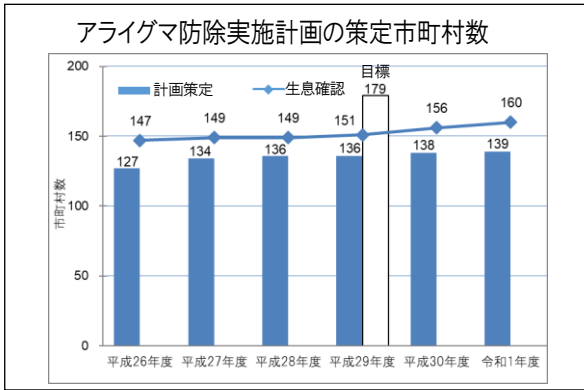
近年は増加したエゾシカにより、希少な植物が食害に晒されるケースも見られるようになっていますが、エゾシカの生息状況は、道東部地域で個体数指数の漸減傾向が見られるものの、西部地域では横ばいを示しており、未だ目標とする生息状況までには至っていません。近年、捕獲数は11万頭以上を確保しており、農業被害額も漸減傾向が見られますが、目標とする個体数水準まで抑えるためには更なる捕獲が必要であることを示しており、西部地域に当たる地域に生育する希少植物でエゾシカの嗜好性が高いものは、何らかの保全の手立てが必要となる可能性も示唆されます。これに対し、狩猟免許者数は最近の6年間で11.4%増加しており、その中からシカの捕獲に携わる人数を増やすことができれば、捕獲数の増加につながる可能性もあります。

タンチョウについて、12月と1月の2回実施する越冬分布調査の生息数と飛来振興局数を見ると、短期では見えないものの、生息数は漸増傾向にあり、飛来振興局数も道央に広がる傾向を見せるなど回復傾向は確認できますが、未だ冬期は大部分が人工給餌に依存しており、生息地分散行動計画に応じた調整を続けながら、保護増殖に引き続き取り組んでいく必要があります。

図2：目標1-基本方針②に係る関連指標群の動向







(3) 課題

- 絶滅原因で高い割合を占める生息・生育環境の悪化に対し、その保全のため自然公園等の「保護区」は大きな役割を持ちますが、近年、自然公園の面積は多少の増加はあってもほぼ一定であり、生息・生育地の保全の面からは現状維持に留まっており、引き続き重要地域の保全・再生を着実に進めていくことが重要です。
- 遺伝的多様性の確保や気候変動に伴う野生生物の分布域の変化には、生態系の規模や異なる生態系の連続性を確保する必要があることから、生態系ネットワークの形成に関する取組が求められます。
- 環境省からは、令和12年(2030年)までに国土の30%を保全する案が提示され、同時に新たな制度「OECM(保護地域以外で生物多様性に貢献する地域を保全する仕組み)」も検討されていることから、道としてもこのような制度を取り込みながら、生息・生育地の保全やネットワーク化に取り組む必要があります。
- 北海道レッドリストの選定結果に基づき、緊急性の高いものからできるだけ速やかに、条例指定など具体的な保護策に着手する必要があります。

【目標1】地域の特性に応じた多様な生態系や動植物の保全

<基本方針> ③ 安定的な生態系やそれを形成する動植物の維持を図る

(1) 主な取組の実施状況

- ① 計画の施策別実施方針に関するもの

1 生態系別施策	＜主な取組の実施状況＞
高山) レクリエーション活動との調和	自然保護監視員・生物多様性保全監視員を配置し盗掘等監視(再掲)。自然公園の核心地である夕張岳・大雪山・アポイ岳・礼文島地区において、高山植物保護の普及活動実施(再掲)。大雪山国立公園や知床国立公園での携帯トイレの普及啓発実施(再掲)。
森林) 生物多様性の保全に配慮した森林施業～森林の復元	治山事業として海岸防災林、防風林等造成。水源森林再生等対策。道有林での公益的機能の維持増進のため造林、間伐などを実施。道内民有林内に「生物多様性保全の森」を設定し、原生状態がよく保たれている森林や絶滅のおそれのある種の生息・生育地となっている森林等を保全(再掲)。各地域森林計画に基づく育成層林の拡大。他の生態系と隣接する森林の機能を回復するための活動の支援。
湿原) 人手の加わっていない湿原の保全～湿原に及ぼす負荷軽減とワイズユース～湿原の再生・復元	湿原を含む国定公園や道立自然公園、道自然環境保全地域において、法や条例に基づく行為規制を通じた保全・管理を実施(再掲)。釧路湿原自然再生事業(久著呂川流域での河道安定対策)で調整池設置により湿原への土砂流入防止。釧路湿原、サロベツ湿原での再生事業のほか、法に基づかない自然再生事業(美々川)の取組を推進(再掲)。
河川・湖沼) 取り巻く環境に応じた河川の保全～河川・湖沼環境の再生・復元	各建設管理部所管のすべての河川において、川づくりの基本として多自然川づくりを実践(河川が本来有する生物の生息・生育環境の保全、河川環境整備と保全・復元、生きている川づくり実施等)。川づくりの基本的な考え方を示した「北海道の川づくりビジョン」策定(H31)。魚道の継続的整備や維持管理を実施。
海岸) 自然海岸の保全～生物多様性に配慮した国土保全と海岸再生	自然海岸を含む国定公園や道立自然公園、道自然環境保全地域において、法や条例に基づく行為規制を通じた保全・管理を実施(再掲)。海岸漂着物や海底漂流ごみの回収・処理等に係る市町村補助を実施。
浅海域) 浅海域の保全と水産業の調和～浅海域の再生・復元	資源が低水準のホッケ漁獲自主規制措置継続。漁業協同組合作成の資源管理計画に基づく休漁や体長制限等資源管理措置の推進。釧路川河口での干潟再生試験はモニタリングを継続中。日本海～噴火湾にかけての5海域で「藻場ビジョン」を策定し、その行動計画に基づき、海域毎に異なる衰退要因に対応した藻場の保全・創造対策を実施(再掲)。侵食防護の海岸保全施設整備。「お魚殖やす植樹運動」への協力。市町村と連携した魚道清掃活動実施。
農村) 環境に配慮した農村空間の構築～自然と共生する農耕地整備	第5期北海道農業・農村振興推進計画策定(H28)。Yes! clean表示制度の普及啓発。クリーン農業技術の開発。有機農業の調査や普及啓発。有機農業者のネットワーク活動と販路拡大。化学肥料・化学農薬5割以上低減の地域や営農活動支援。農地の多面的機能維持のため地域資源の保全管理に取り組む共同体の支援。
都市) 都市化に伴う影響軽減～都市における水と緑の連続性確保	北海道みどりの基本方針策定(H31)。都市公園の整備推進。
2 重要地域の保全施策	
自然環境保全地域等	自然保護監視員・生物多様性保全監視員を配置し、定期的に巡視すると共に標識の状況等確認(再掲)。
自然公園	湿原等の歩道整備による植生保護。自然公園の計画点検・見直しを進めるとともに、スノーモビル等乗り入れ規制地区への案内標識の設置等、保全につながる利用の普及啓発実施(再掲)。
世界自然遺産	治山ダム改良工事(R1～R6)。適正利用・エコツアーリズム検討会議参加。保全と適正な利用のため自主ルール普及等の取組実施。(再掲)。関係行政機関や地元自治体、関係団体、専門家等が連携してモニタリング・調査研究を行い、各種法令に基づき生態系や自然環境の保全に必要な措置を実施。サケ科魚類の遡上に関する

	河川工作物の改良及び効果検証。遺産地域の保全と適正利用のためのガイドライン(知床ルール)普及等の取組を実施(再掲)。
3 横断的・基盤的施策	
鳥獣保護管理施策	狩猟の適正管理のための巡視・普及啓発を実施。鳥獣保護区等を指定(道指定保護区 296 箇所、特別保護地区 88 箇所)(再掲)。エゾシカ保護管理計画に基づく積極的な捕獲の促進(再掲)。ヒグマ保護管理計画、アザラン管理計画に基づく管理の実施。
遺伝子組み換え生物	遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例に基づく許可(実績なし)。
普及啓発	インターネット等を通じた環境情報の提供。企業や一般道民による森林づくりや e-水プロジェクトなどにより、自発的な環境保全活動を促進。
自然とのふれあい施策	自然公園の適正利用のためのマナー普及。国立公園や道立自然公園の計画見直し・点検等の実施。
環境影響評価	法律及び条例に基づく環境影響評価の実施(再掲)。
低炭素・循環型社会形成に向けた取組	新エネルギー導入事業の支援(エネルギーの地産地消促進のための人材育成セミナー開催)。

② 環境基本計画の分野・施策に関するもの

1 自然との共生を基本とした環境の保全と創造	<主な取組の実施状況>
自然環境等の保全及び快適な環境の創造	自然保護監視員・生物多様性保全監視員を配置し盗掘等監視(再掲)。各地域森林計画に基づく育成複層林の拡大(再掲)。生きている川づくり実施(再掲)。侵食防護の海岸保全施設整備(再掲)。日本海～噴火湾にかけての5海域で「藻場ビジョン」を策定し、その行動計画に基づき、海域毎に異なる衰退要因に対応した藻場の保全・創造対策を実施(再掲)。都市緑化の推進。
知床世界自然遺産の厳格な保全と適正利用	適正利用・エコツーリズム検討会議参加。保全と適正な利用のため自主ルール普及等の取組実施(再掲)。関係行政機関や地元自治体、関係団体、専門家等が連携してモニタリング・調査研究を行い、各種法令に基づき生態系や自然環境の保全に必要な措置を実施。サケ科魚類の遡上に関する河川工作物の改良及び効果検証。遺産地域の保全と適正利用のためのガイドライン(知床ルール)普及等の取組を実施。
自然とのふれあいの推進	自然公園のすぐれた風景地保護や適正な利用推進のため施設の整備・補修を実施(再掲)。
野生生物の保護管理	狩猟の適正管理のための巡視・普及啓発を実施。鳥獣保護区等を指定(道指定保護区 296 箇所、特別保護地区 88 箇所)(再掲)。エゾシカ保護管理計画に基づく積極的な捕獲の促進(再掲)。ヒグマ保護管理計画、アザラン管理計画に基づく管理の実施(再掲)。タンチョウの保護増殖事業への参画(再掲)。アライグマ等の外来種の根絶に向けた取組実施(再掲)。
2 安全・安心な地域環境の確保	
大気・水など生活環境の保全	水源涵養機能の強化等のため、水源森林再生対策、保安林改良等を実施(再掲)。
3 各分野に共通する施策の展開	
環境に配慮する人づくりの推進	民間主体の「木育」推進のため、木育の産業化や CSR 活動に必要な情報提供等実施。
環境と経済の好循環創出	Yes! clean 表示制度の普及啓発(再掲)。クリーン農業技術の開発(再掲)。有機農業の調査や普及啓発(再掲)。

(2) 目標1-基本方針③に対する進捗状況

高山においては適正な利用を促すための監視や啓発、森林においては森林の多面的機能を維持・増進するための森林造成や管理、「生物多様性保全の森」の設定と維持管理などが行われています。湿原や海岸において

は、自然公園等の「保護区」での行為等規制を通じた管理のほか、湿地では土砂の流入対策や再生事業への参画、海岸では漂着物等回収・処理の市町村補助が行われています。河川・湖沼においては、道が管理するすべての河川で「北海道の川づくりビジョン」に基づき川づくりが行われているほか魚道整備・維持管理も行われています。浅海域においては、漁獲対象種の資源管理や干潟の再生、藻場の保全・創造対策、侵食防止の海岸保全施設整備のほか、沿岸の恵みが河川とのつながりから生み出されることに着目した魚付き林整備などが行われています。農村においては、有機農業の普及啓発や技術開発、魚道など農業施設の管理、都市においては、都市公園の整備が行われており、各生態系別の取組に対し一定の進捗が認められます。

また、生態系をまたいだ横断的な取組として、野生鳥獣の保護管理、希少種対策、外来種対策、遺伝子組み換え生物の条例による規制、環境影響評価の実施などが行われています。

こうしたことから、生態系毎の取組がなされており、生息する野生動植物の保護管理やそれらへの脅威となる外来生物等への対応もなされている点で、安定的な生態系やそれを形成する動植物の維持を図ることに繋がっているものと示唆されます。

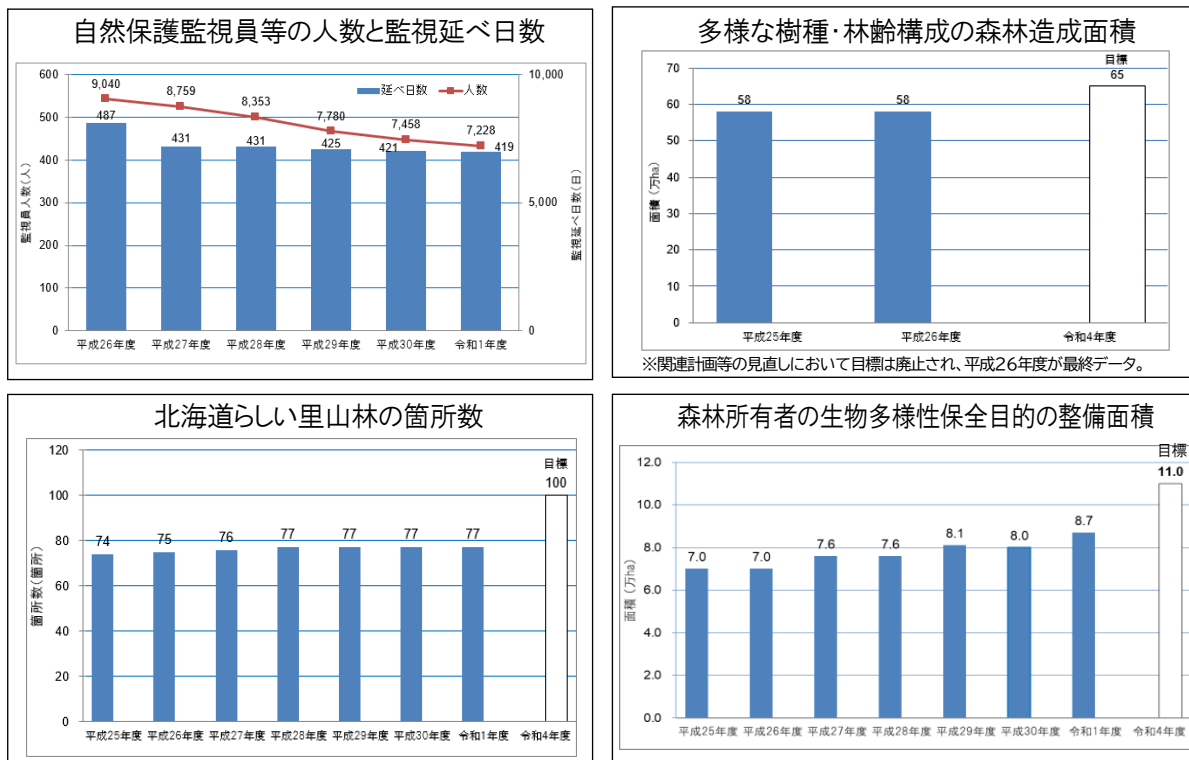
＜関連指標群＞

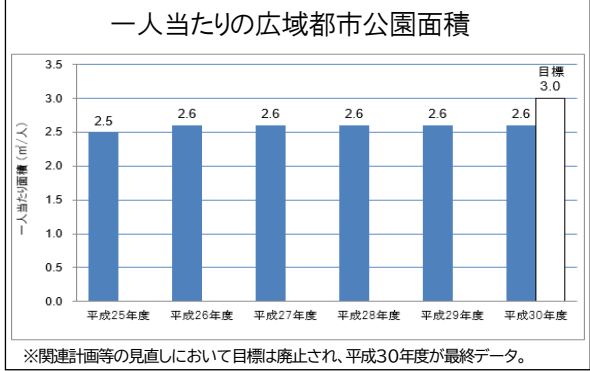
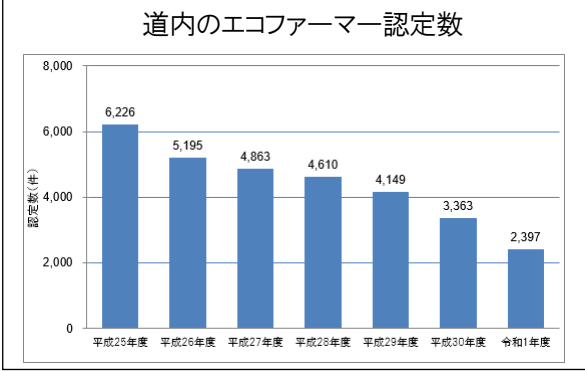
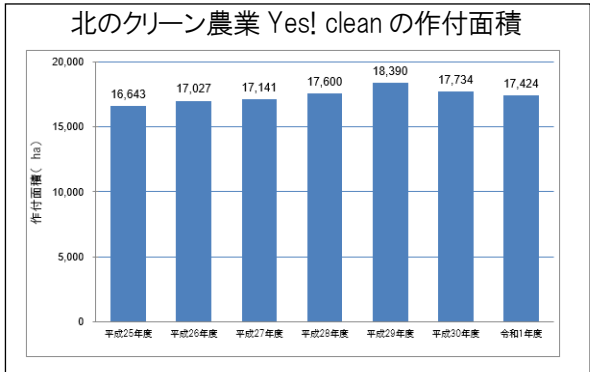
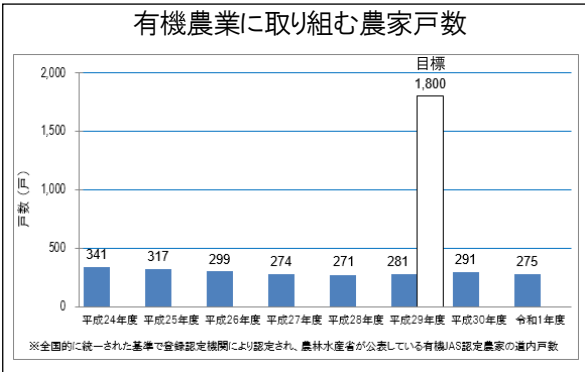
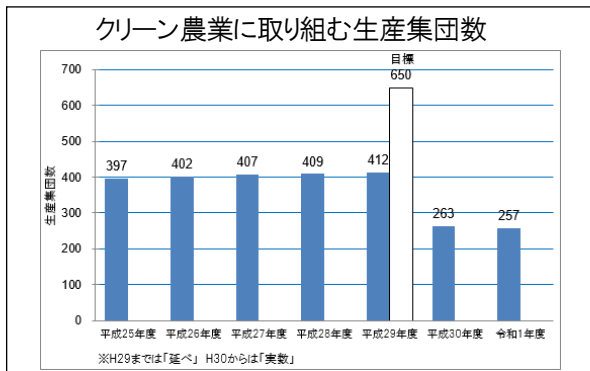
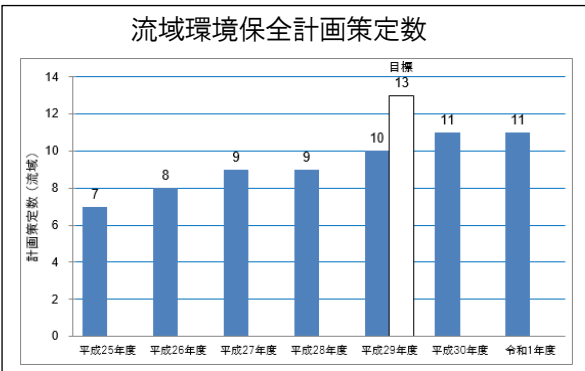
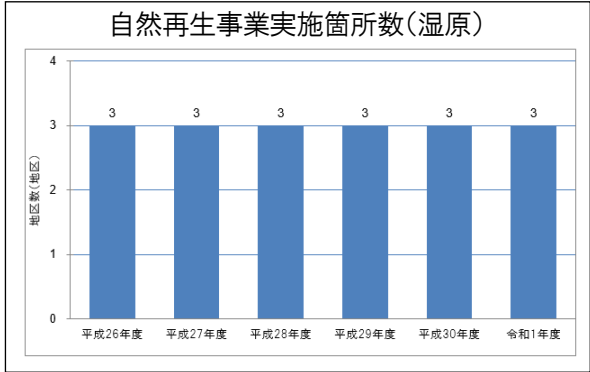
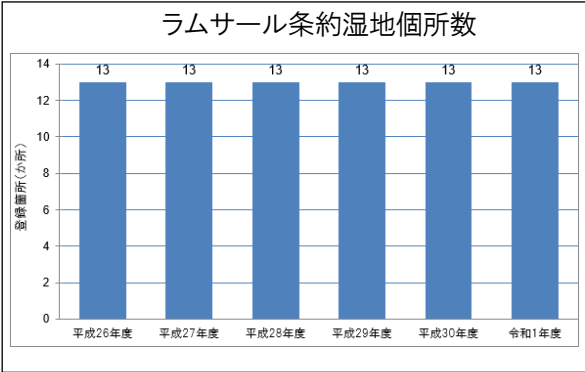
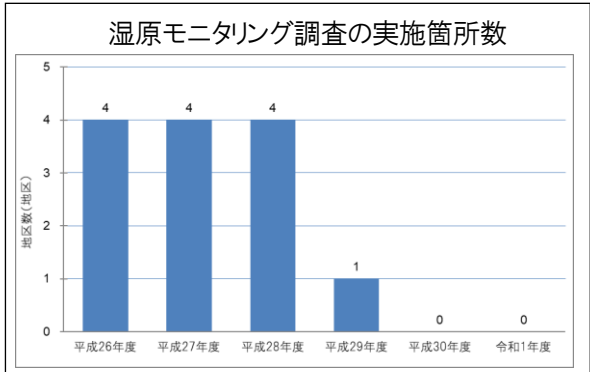
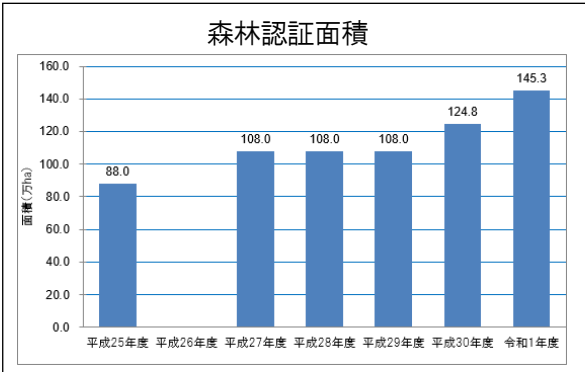
安定的な生態系やそれを形成する動植物の維持に関する関連指標群については、図3のとおりです。

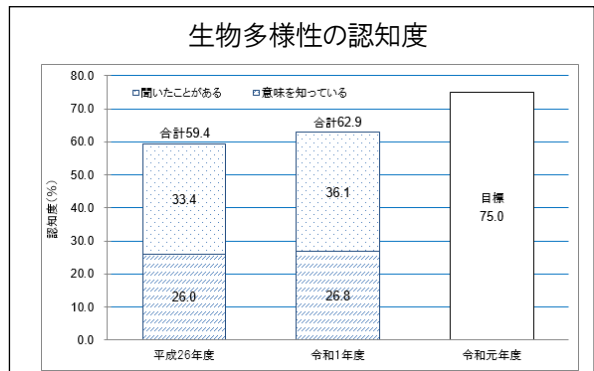
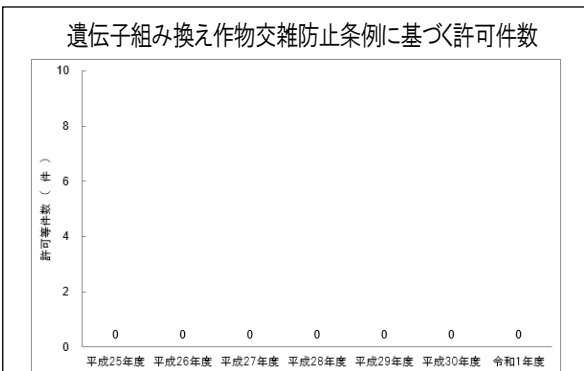
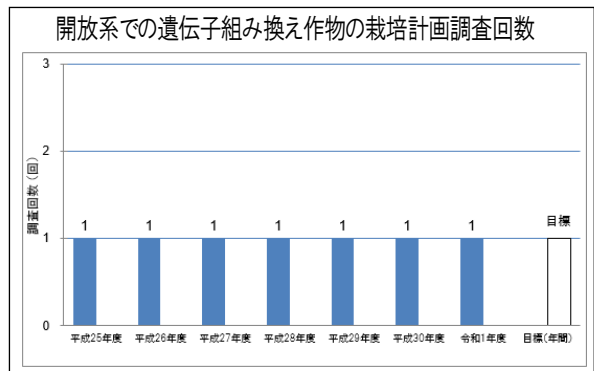
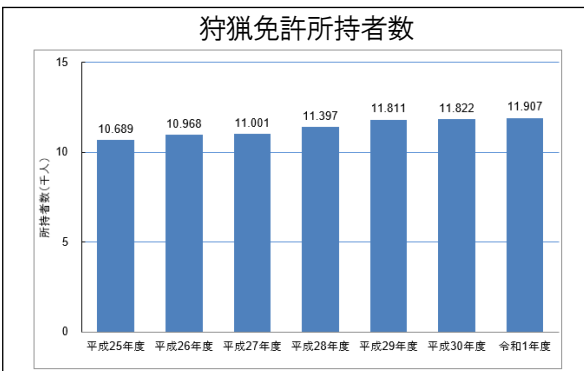
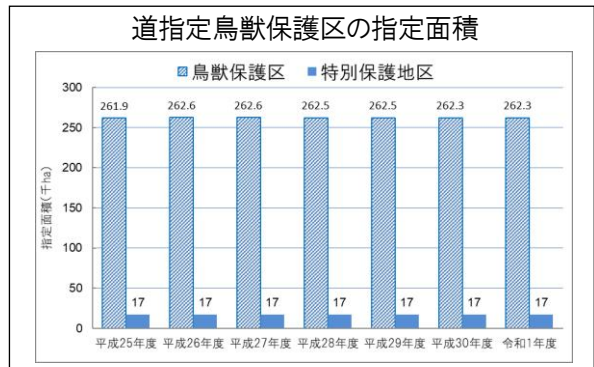
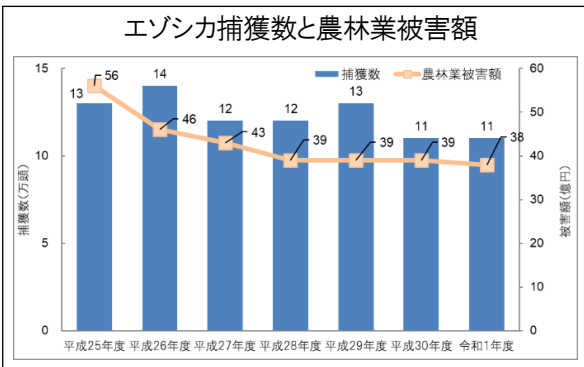
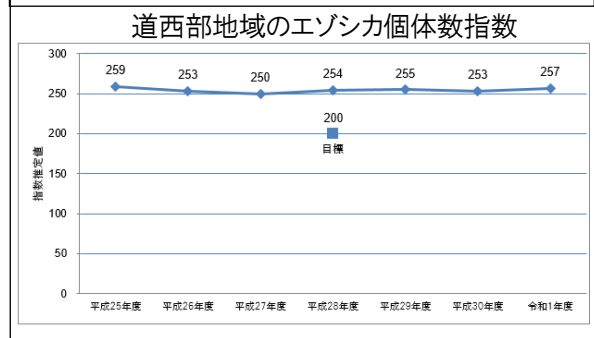
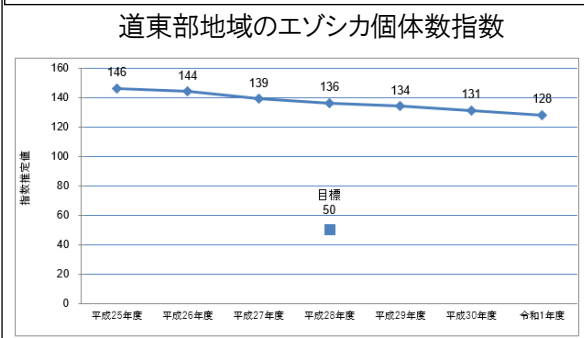
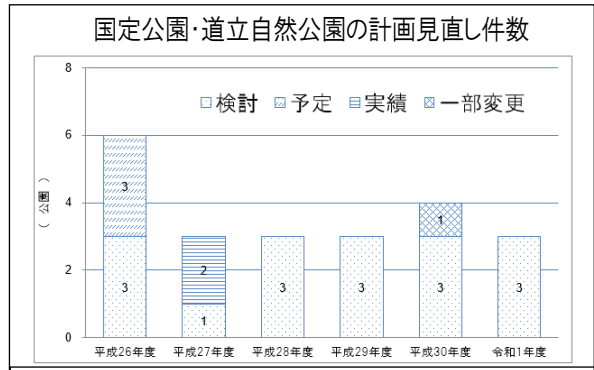
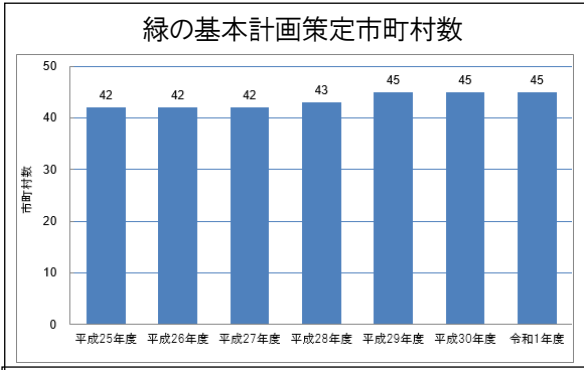
生態系のうち、森林については、生物多様性保全目的の整備面積や森林認証面積が漸増しており、多様な樹種や林齢構成の森林造成面積や北海道らしい里山林の箇所数もほぼ変わらず推移しています。また、湿原は、ラムサール条約湿地の箇所数、自然再生事業の実施箇所数も変化なく推移しています。一方、農地については、有機農業に取り組む農家戸数やエコファーマー認定数が減少傾向を示しており、増加傾向を示していたクリーン農業の作付面積もここ数年は減少に転じています。都市について、広域都市公園の一人当たり面積に近年変化はありません。また、鳥獣保護区の指定面積にも近年変化はありません。

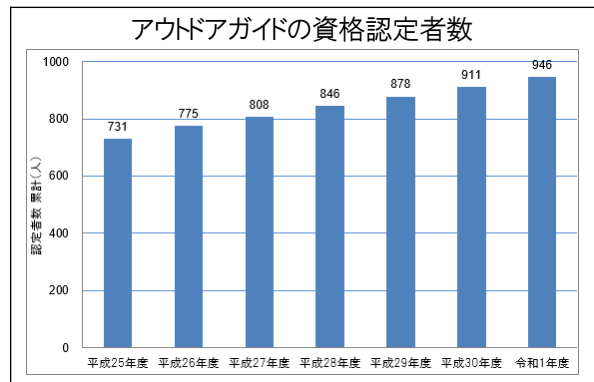
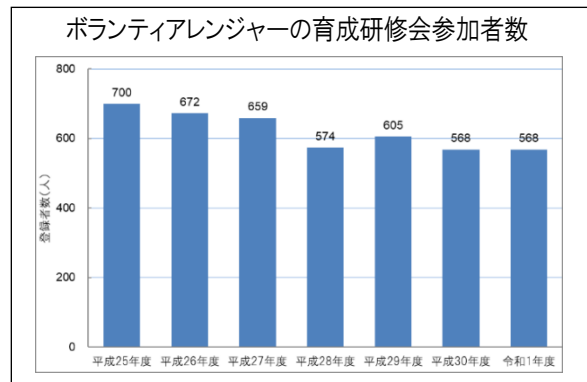
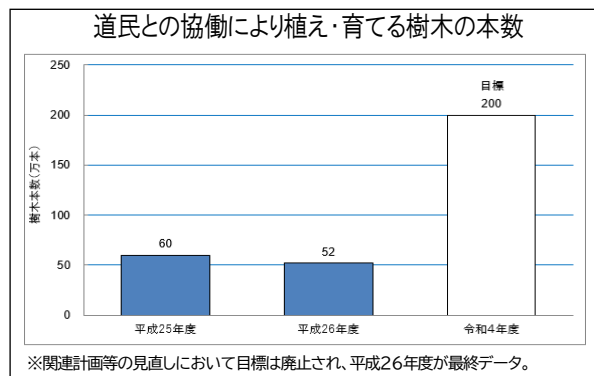
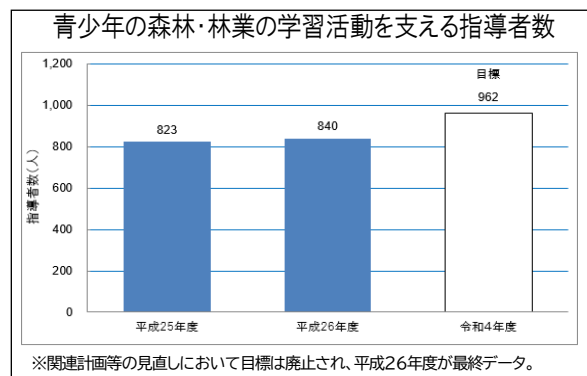
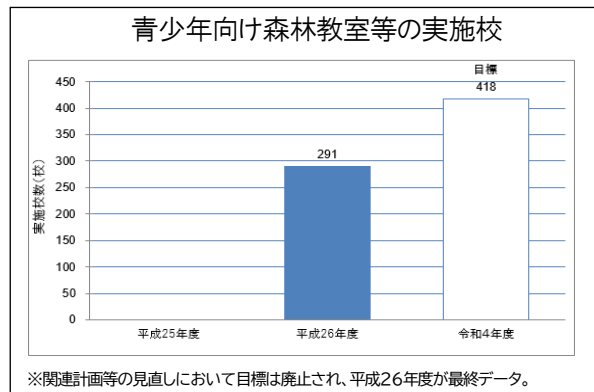
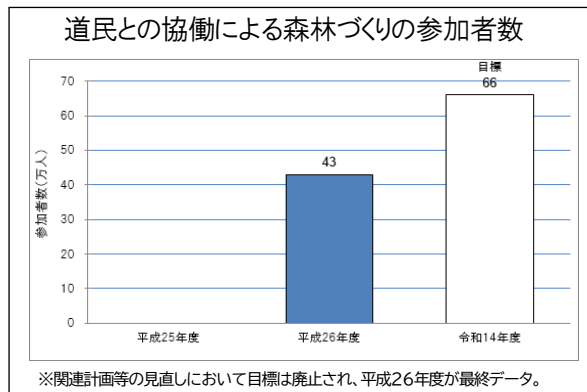
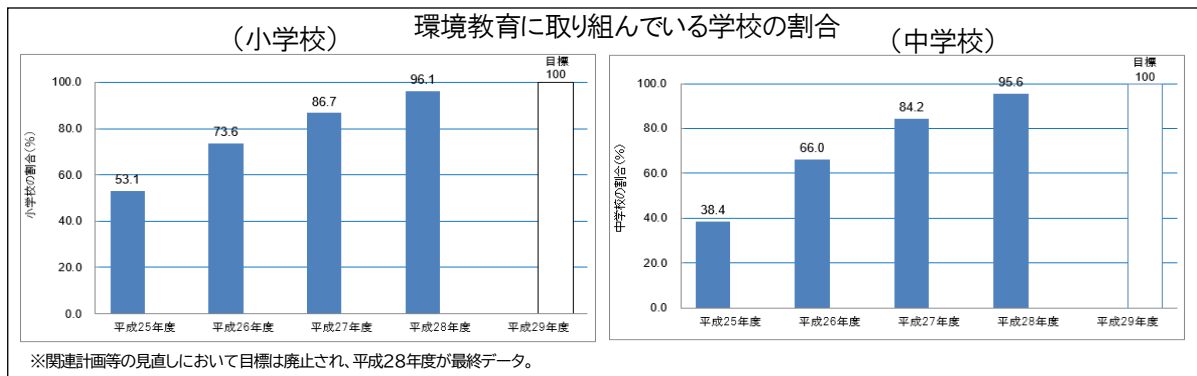
動植物の維持の観点から、現状で脅威となっているエゾシカについては、道東地域で個体数指数に減少が見られるものの道西部地域では横ばいとなっており、引き続き影響が懸念されます。遺伝子組み換え作物については、条例に基づく許可は出されていません。

図3: 目標1-基本方針③に係る関連指標群の動向









(3) 課題

- 引き続き、各生態系毎に特徴づけられる環境とその構成要素である貴重な動植物種の保全の取組を進めるとともに、河川の流域全体で遊水機能を高める Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)や Nbs(自然を活用した解決策)の観点からの湿原の保全・再生、森里川海の恵みを保ち享受する取組といった、異なる生態系間のつながりを意識した取組も重要です。
- また、民間団体等の自発的な活動を通じ、生態系ネットワークを形成していく上で、今後は OECM など新たな制度も取り入れながら、保護活動を促進させる取組が必要です。
- 人口が集中する都市においては、生物多様性の確保や自然とのふれあいの場確保の観点から、緑化の取組を促進するとともに、住民自ら緑地の保全・再生に取り組んでいくことが重要です。

【目標2】地域の特性に応じた生態系構成要素の持続可能な利用

- ＜基本方針＞ ①生物多様性に及ぼす影響を少なくする生態系構成要素の持続的な利用を図る
- ・生態系や種の保全を考慮した動植物の利用
 - ・環境負荷を抑え、循環利用に配慮した大気や水の利用

(1) 主な取組の実施状況

① 計画の施策別実施方針に関するもの

1 生態系別施策	＜主な取組の実施状況＞
森林) 生物多様性の保全に配慮した森林施策	原木の安定供給のための間伐実施。森林資源の循環利用の促進のための伐採後の確実な植林への支援。各地域森林計画による育成複層林の拡大(再掲)。北海道らしい里山林の育生。
湿原) 湿原に及ぼす負荷軽減とワイズユース	地域における魚つき林整備の支援。釧路湿原自然再生事業(久著呂川流域での河道安定対策)で調整池設置により湿原への土砂流入防止(再掲)。
河川・湖沼) 河川・湖沼環境の再生・復元	多自然川づくりの取組の中で、河川が本来有する生物の生息・生育環境の保全、河川環境整備と保全・復元を実践(再掲)。
浅海域) 浅海域の保全と水産業の調和～浅海域の再生・復元	資源が低水準のホッケ漁獲自主規制措置継続(再掲)。漁業協同組合作成の資源管理計画に基づく休漁や体長制限等資源管理措置の推進(再掲)。釧路川河口での干潟再生試験はモニタリングを継続中(再掲)。「藻場ビジョン」の行動計画に基づき、海域毎に異なる衰退要因に対応した藻場の保全・創造対策を実施(再掲)。「お魚殖やす植樹運動」への協力(再掲)。
農村) 環境に配慮した農村空間の構築～自然と共生する農耕地整備	化学肥料・化学農薬5割以上低減の地域や営農活動支援(再掲)。農業集落排水処理施設整備による農業用排水・公共水域の水質改善。
2 重要地域の保全施策	
自然公園	湿原等の歩道整備による植生保護(再掲)。
世界自然遺産	遺産地域内海域の海洋生態系保全と漁業等の人為活動の両立のための海域WG開催。関係行政機関や地元自治体、関係団体、専門家等が連携してモニタリング・調査研究を行い、各種法令に基づき生態系や自然環境の保全に必要な措置を実施(再掲)。サケ科魚類の遡上に関する河川工作物の改良及び効果検証(再掲)。遺産地域の保全と適正利用のためのガイドライン(知床ルール)普及等の取組を実施(再掲)。
3 横断的・基盤的施策	
鳥獣保護管理施策	鳥獣保護管理法に基づく狩猟資源の適正管理。エゾシカ保護管理計画に基づく個体数管理の実施(再掲)。エゾシカ肉の消費拡大のための各種事業実施。
遺伝子組み換え生物	遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例に基づく許可(再掲)。
自然とのふれあい施策	グリーンツーリズムの推進のための体験型観光商談会の実施(R1)。道が国立・国定公園に整備した公衆トイレの維持管理による自然公園利用に伴う環境負荷の低減。
環境影響評価	法律及び条例に基づく環境影響評価の実施(再掲)。
低炭素・循環型社会形成に向けた取組	市町村の合併浄化槽設置支援を通じた環境負荷低減。

② 環境基本計画の分野・施策に関するもの

1 自然との共生を基本とした環境の保全と創造	＜主な取組の実施状況＞
自然環境等の保全及び快適な環境の創造	湿原等の歩道整備による植生保護(再掲)。
知床世界自然遺産の厳格な保全と適正利用	遺産地域内海域の海洋生態系保全と漁業等の人為活動の両立のための海域WG開催(再掲)。関係行政機関や地元自治体、関係団体、専門家等が連携してモニタリング・調査研究を行い、各種法令に基づき生態系や自然

	環境の保全に必要な措置を実施。サケ科魚類の遡上に関する河川工作物の改良及び効果検証。遺産地域の保全と適正利用のためのガイドライン(知床ルール)普及等の取組を実施。
自然とのふれあいの推進	国立公園満喫プロジェクトの推進(H28～)。アウトドアガイド制度の運用。グリーンツーリズムの推進のための体験型観光商談会の実施(再掲)。
野生生物の保護管理	エゾシカ保護管理計画に基づく個体数管理とエゾシカ肉の消費拡大のための各種事業実施(再掲)。
2 安全・安心な地域環境の確保	
大気・水など生活環境の保全	農業集落排水処理施設整備による農業用排水・公共水域の水質改善(再掲)。市町村の合併浄化槽設置支援を通じた環境負荷低減(再掲)。
3 各分野に共通する施策の展開	
環境に配慮する人づくりの推進	木育マイスターの育成、木育教室などの実施。
環境と経済の好循環創出	地域材の活用を図る「地材地消」の取組を通じた産業発展と環境負荷低減の両立。

(2) 目標2-基本方針①に対する進捗状況

動植物の利用については、直接利用する漁業や狩猟では資源管理のもとで利用されており、漁業では魚種や体長等に応じた漁獲制限で対応したり、狩猟では個体数管理のもと捕獲された個体のジビエ利用の促進が進められています。また、林業での樹木の直接利用に当たっては、森林資源の循環や原木の安定供給を考慮した間伐などの管理や植林が行われており、さらに施業地の生物多様性確保のための持続的な管理手法のひとつとして育成複層林施業も進められています。

動植物を直接利用する以外にも、生態系を構成する大気や水、土壌などを利用して地域の産業や暮らしが営まれています。それらへの負荷を軽減する目的で、湿原への土砂流入防止対策や汚水処理、化学肥料や農薬低減の取組などが行われているほか、河川が本来持つ生物の生息・生育環境の保全、魚道整備による連続性の確保、浅海域での藻場干潟の再生などの取組も併せて行われています。また、自然公園など生態系の構成要素が織りなす風致景観を楽しむ場所では、植生保護のための歩道など施設整備を通じ、人が立ち入ることの影響を軽減しています。高密度での採餌が植生変化を引き起こす場合もあるエゾシカの個体数管理も、捕獲個体の直接利用を伴う一方で、適正な密度に個体数を保つことで、森林や湿原等の生態系が健全に機能(気候の調整や水質浄化など)し、大気や水などの持続可能な利用に繋がっています。

こうしたことから、生態系サービスを提供する生物多様性やその構成要素の、直接・間接の利用に当たっては、資源管理や環境負荷の低減を図ったうえで、各種産業や暮らしが営まれている点で、生物多様性への影響を少なくする生態系構成要素の持続的な利用に繋がっているものと示唆されます。

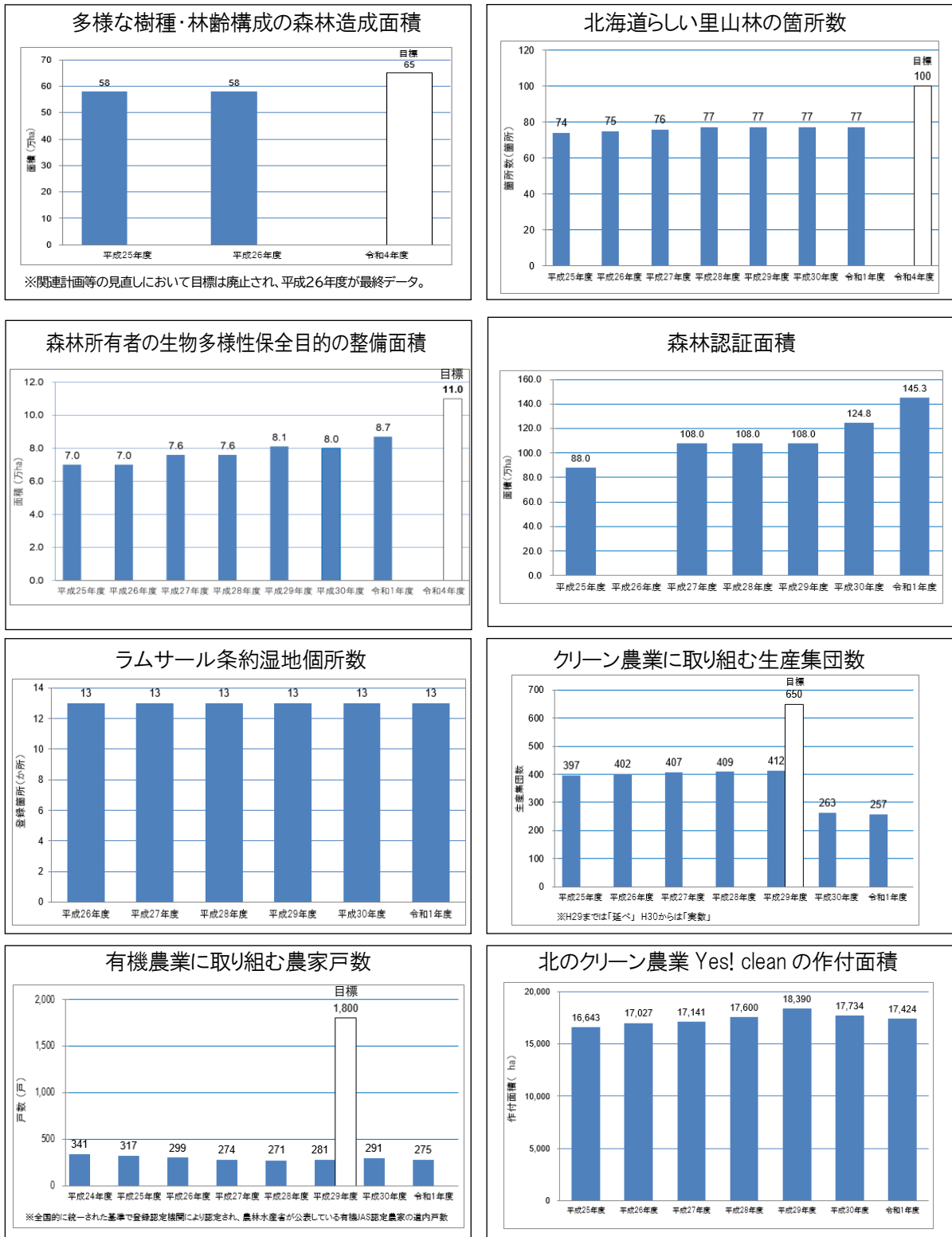
<関連指標群>

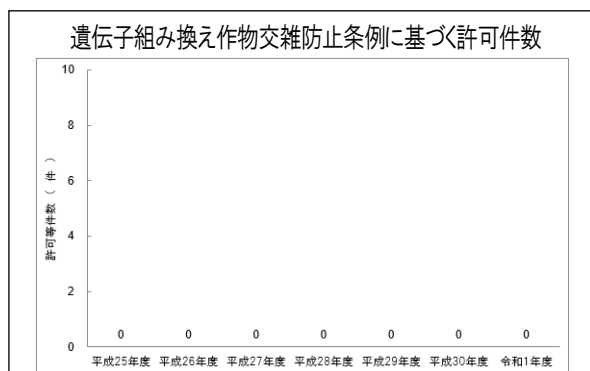
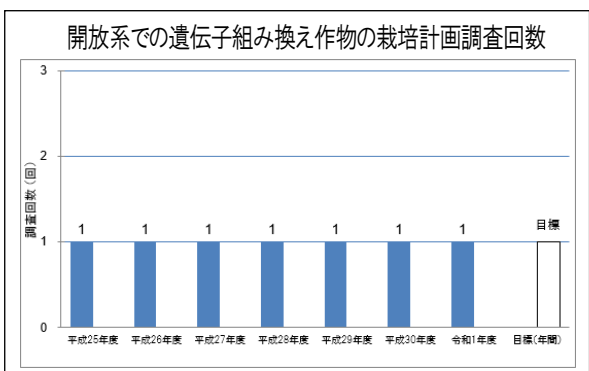
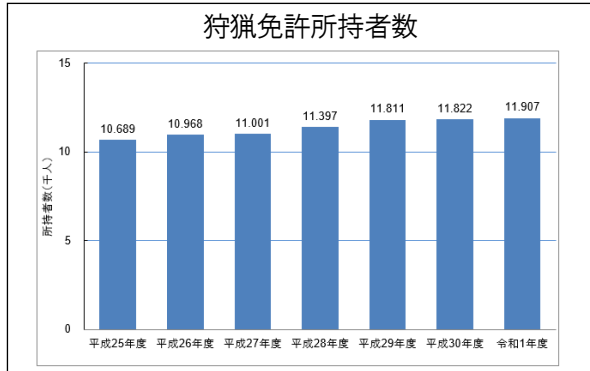
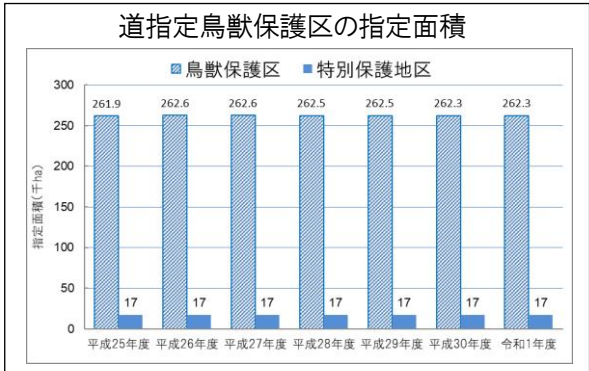
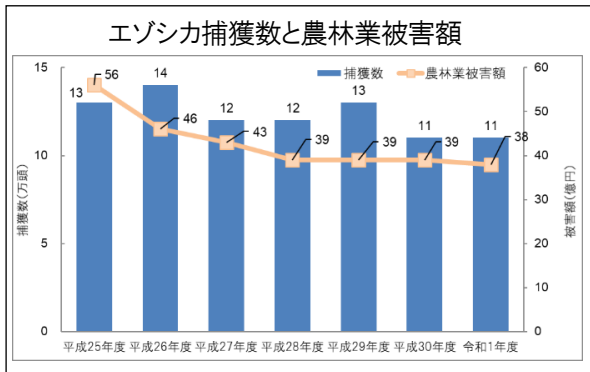
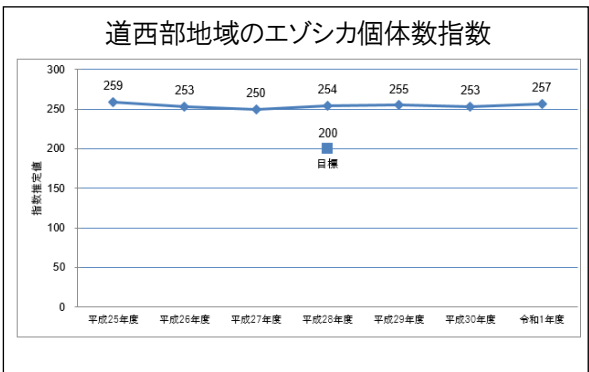
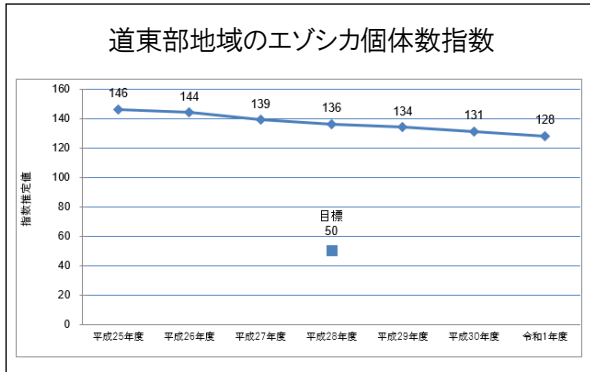
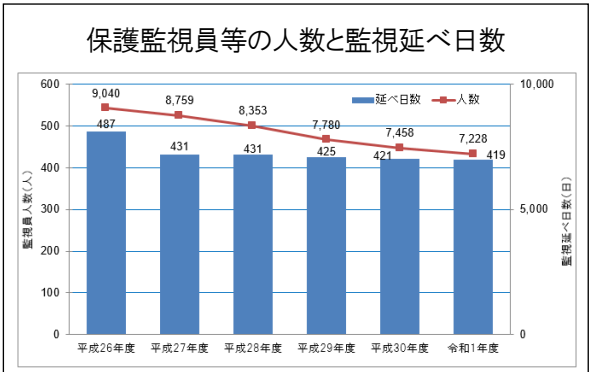
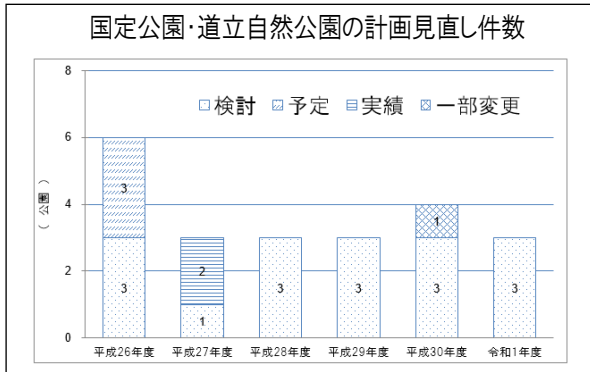
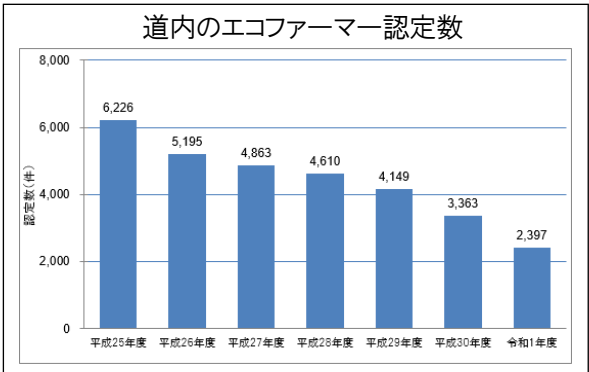
生物多様性に及ぼす影響を少なくする生態系構成要素の持続的な利用に関する関連指標群については、図4のとおりです。

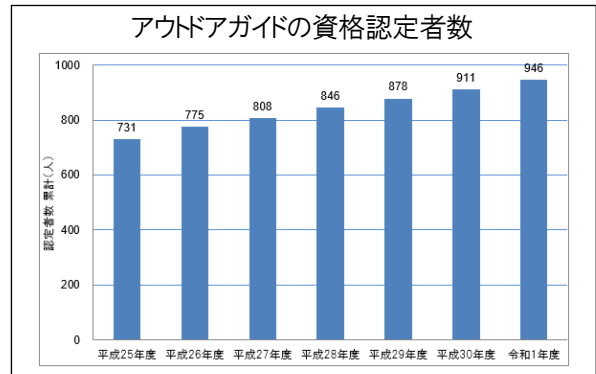
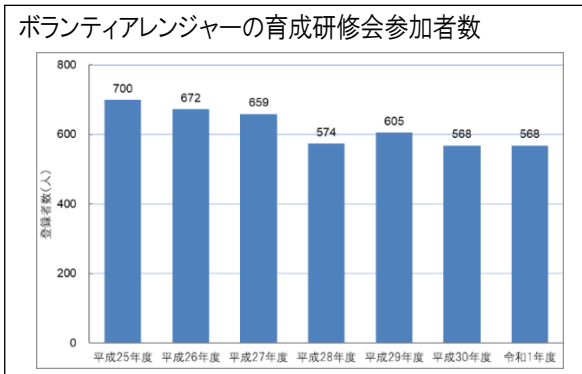
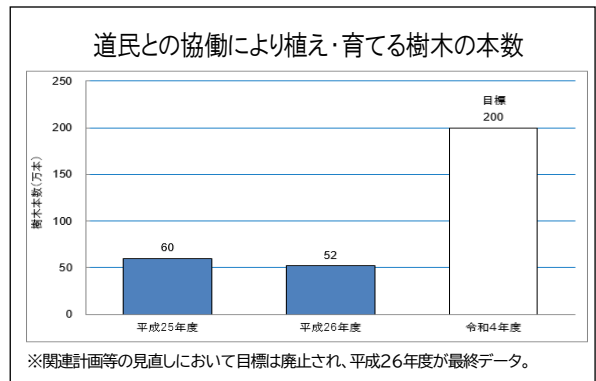
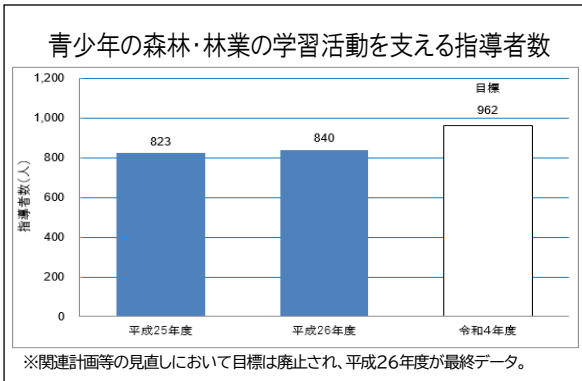
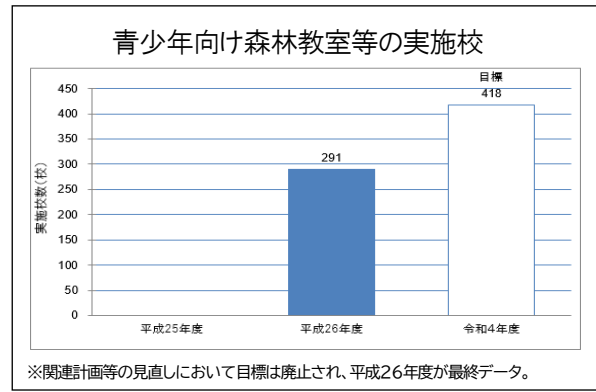
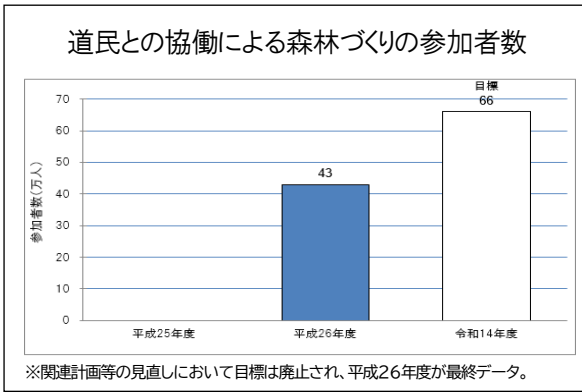
動植物の直接利用について、持続可能な森林経営など一定の基準を満たす場合に第三者機関によって認証される森林の面積が近年大きく伸びており、持続可能な利用に配慮した経営に基づく森林資源が増加しています。また、生態系構成要素の持続可能な利用と動植物の直接利用の両面の働きを持つエゾシカの個体数管理について、道東部地域及び道西部地域のエゾシカ個体数指数の動向を見ると、両地区とも目標としている水準には達しておらず、引き続き健全な生態系の維持等の観点から捕獲の推奨が求められることが分かりますが、加えて、エゾシカの有する多面的な価値を発揮させる用途が十分にあることが示唆されます。

また、環境負荷を抑え、循環に配慮した生態系構成要素の利用について、農地での化学肥料や農薬の低減に関する取組は行われているものの、有機農業に取り組む農家戸数やエコファーマー認定数は減少傾向を示しています。また、自然公園等の利用に当たり、適切な利用と質の高い体験を両立する上で重要な役割を持つアウトドアガイドの資格認定者数は、順調な増加傾向を示しています。

図4：目標2-基本方針①に係る関連指標群の動向







(3) 課題

- 各産業において、動植物の利用における環境負荷の低減や自主的な配慮から持続可能な利用の取組が進められている一方で、気候変動などの影響で野生生物の生存基盤自体の変化が見られることから、将来的な安定供給を図るため、気候変動への適応策に関する取組も進めていく必要があります。
- また近年、野生動植物が資源管理されない状態で捕獲・採取され、インターネットを利用し販売されている事案が確認されていることから、これまでにない脅威に対する対策や消費者側の生物多様性に配慮した消費行動を促す取組を通じた直接的・間接的な総合的な取組が必要です。
- 限りある地域資源を有効活用するための未利用資源の最大限活用と併せ、グリーンインフラ、Nbs(自然を活用した解決策)といった視点を取り入れた、より環境への負荷低減に向けた取組を推進する必要があります。

【目標2】地域の特性に応じた生態系構成要素の持続可能な利用

<基本方針> ②生物多様性に及ぼす影響を少なくする土地利用を図る

- ・自然条件を考慮した適正な区分と利用
- ・環境負荷の抑制と土地利用目的の両立

(1) 主な取組の実施状況

- ① 計画の施策別実施方針に関するもの

1 生態系別施策	＜主な取組の実施状況＞
高山) レクリエーション活動との調和	自然公園の核心地である夕張岳・大雪山・アポイ岳・礼文島地区において、高山植物保護の普及活動を通じ保護区域を周知(再掲)。大雪山国立公園や知床国立公園での携帯トイレの普及啓発を通じた山岳環境保全(再掲)。
森林) 原生的・自然性の高い天然林保護～森林の復元	市町村の森林整備計画における「生物多様性ゾーン」設定の支援。道内民有林内に「生物多様性保全の森」を設定し、原生状態がよく保たれている森林や絶滅のおそれのある種の生息・生育地となっている森林等を保全(再掲)。森林資源の循環利用推進と多面的機能発揮のための公益機能に配慮した伐採促進や伐採後の確実な植林への支援。
湿原) 湿原に及ぼす負荷軽減とワイズユース	湿原を含む国定公園や道立自然公園、道自然環境保全地域において、法や条例に基づく行為規制を通じた保全・管理を実施(再掲)。釧路湿原自然再生事業(久著呂川流域での河道安定対策)で調整池設置により湿原への土砂流入防止(再掲)。
河川・湖沼) 取り巻く環境に応じた河川の保全～河川・湖沼環境の再生・復元	多自然川づくりの取組の中で、河川が本来有する生物の生息・生育環境の保全、河川環境整備と保全・復元を実践(再掲)。魚道の継続整備や維持管理を実施(再掲)。
海岸) 自然海岸の保全～生物多様性に配慮した国土保全と海岸再生	海岸漂着物や海底漂流ごみの回収・処理等に係る市町村補助による環境負荷の抑制(再掲)。
浅海域) 浅海域の再生・復元	釧路川河口での干潟再生試験はモニタリングを継続中(再掲)。日本海～噴火湾にかけての5海域で「藻場ビジョン」の行動計画に基づく藻場の保全・創造対策を実施(再掲)。侵食防護の海岸保全施設整備(再掲)。「お魚殖やす植樹運動」への協力(再掲)。市町村と連携した魚道清掃活動実施(再掲)。
農村) 環境に配慮した農村空間の構築～自然と共生する農耕地整備	農地の多面的機能維持のため地域資源の保全管理に取り組む共同体を支援。化学肥料・化学農薬5割以上低減の地域や営農活動を支援(再掲)。農業集落排水処理施設整備による農業用排水・公共水域の水質改善(再掲)。
都市) 都市化に伴う影響軽減～都市における水と緑の連続性確保	都市公園の整備において緑化推進。市町村独自の景観づくり支援。
2 横断的・基盤的施策	
環境影響評価	法律及び条例に基づく環境影響評価の実施により生物多様性への重大な影響を最小化(再掲)。
低炭素・循環型社会形成に向けた取組	二酸化炭素吸収源としての森林整備・保全。

② 環境基本計画の分野・施策に関するもの

1 自然との共生を基本とした環境の保全と創造	＜主な取組の実施状況＞
自然環境等の保全及び快適な環境の創造	市町村の森林整備計画における「生物多様性ゾーン」設定の支援(再掲)。多自然川づくりの取組の中で、河川が本来有する生物の生息・生育環境の保全、河川環境整備と保全・復元を実践(再掲)。釧路川河口での干潟再生試験はモニタリングを継続中(再掲)。日本海～噴火湾にかけての5海域で「藻場ビジョン」の行動計画に基づく藻場の保全・創造対策を実施(再掲)。都市公園の整備において緑化推進(再掲)。市町村独自の景観づくり支援(再掲)。「海辺のふれあい事業」による自然環境と調和した親しみのもてる海岸づくりの実施。
2 安全・安心な地域環境の確保	
大気・水など生活環境の保全	道内各地域に水環境保全のための協議会等を設置。流域環境保全計画に基づき流域の関係者が連携・協力し流域ネットワークを形成。
3 各分野に共通する施策の展開	
環境と経済の好循環創出	家畜排せつ物の管理の適正化と利用に重点をおいた取組推進。

(2) 目標2-基本方針②に対する進捗状況

生物多様性に及ぼす影響を低減する土地利用について、森林では生物多様性に特に配慮する区域を設定し他の森林とは区別して保全的な管理を行っているほか、浅海域では海域を定めて藻場の保全・再生を行い漁業資源の持続的な確保に取り組んでいます。また、自然公園では、湿原や高山植物の生育地、山岳地域など、特に配慮が必要な地域で、通常の管理に上乗せして取組を進めるなど、自然条件を考慮し適正に区分した上で土地の利用が行われています。また、環境影響評価の対象となる土地利用については、内容を事前に審査し、生物多様性への重大な影響が認められる場合は、それを最小化するよう求めています。

環境負荷の抑制については、湿原への土砂流入防止対策や汚水処理、海岸漂着物処理の支援などが行われているほか、河川が本来持つ生物の生息・生育環境の保全、魚道整備による連続性の確保などの取組も併せて行われています。なお、流域環境保全計画に基づき流域関係者がネットワークを形成し、流域全体で環境保全を検討する取組も行われています。

こうしたことから、自然条件によって生物多様性に配慮すべき区域を設定し、他の区域とは区分して保全等の取組を行っている点や、土地利用に当たって環境負荷を抑制する取組も同時に行われている点で、生物多様性に及ぼす影響を低減する土地利用に繋がっているものと示唆されます。

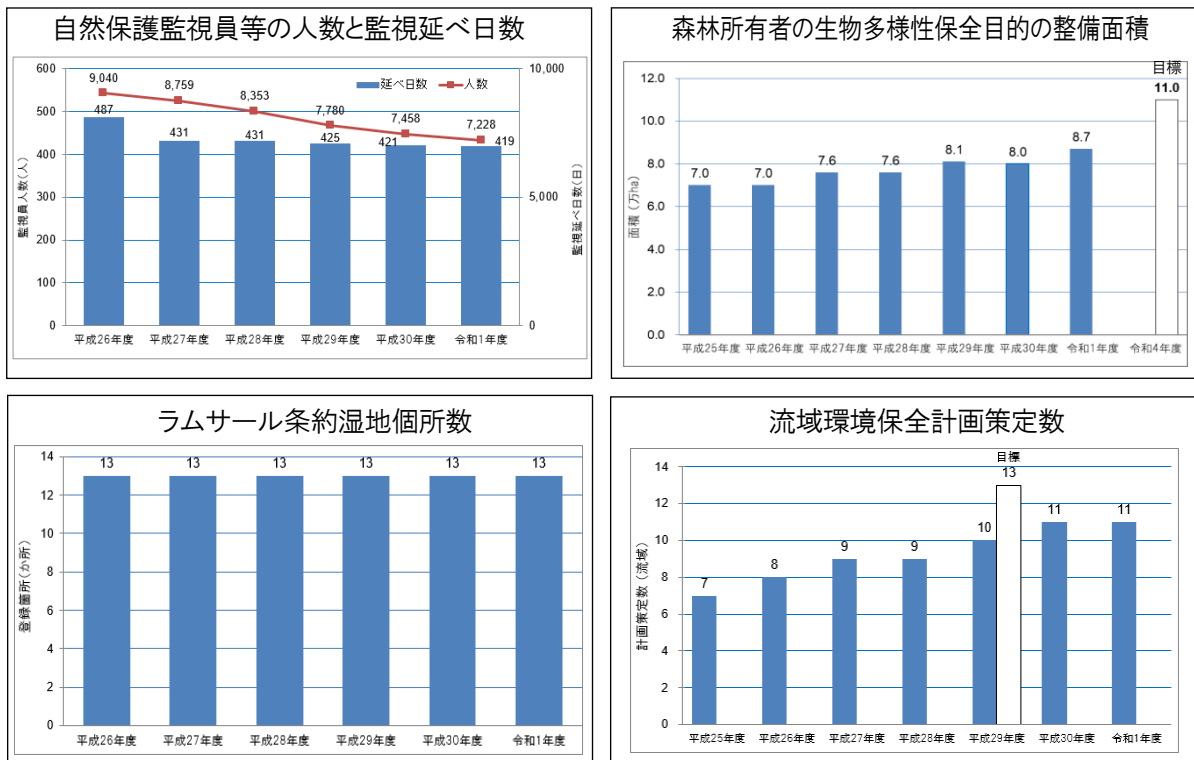
<関連指標群>

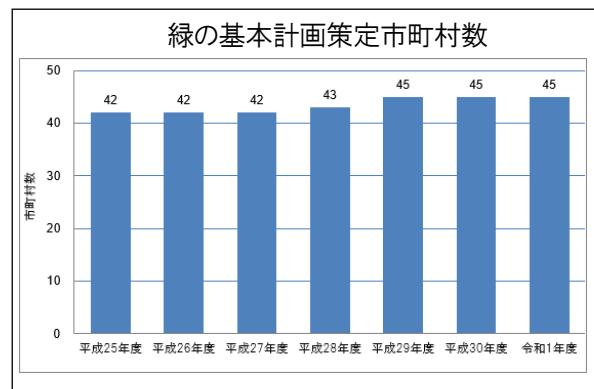
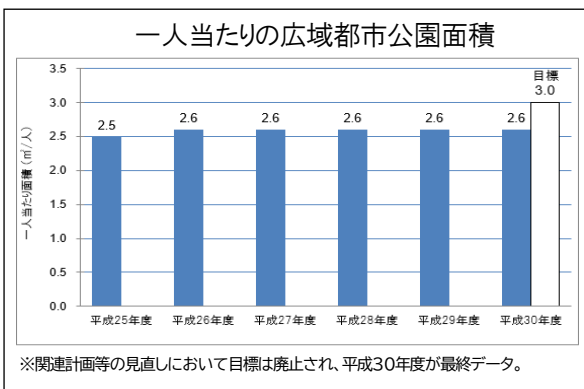
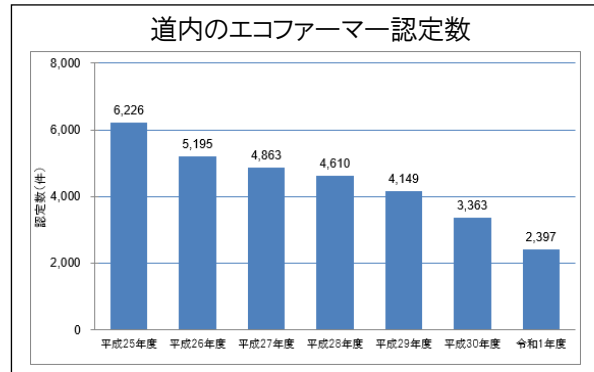
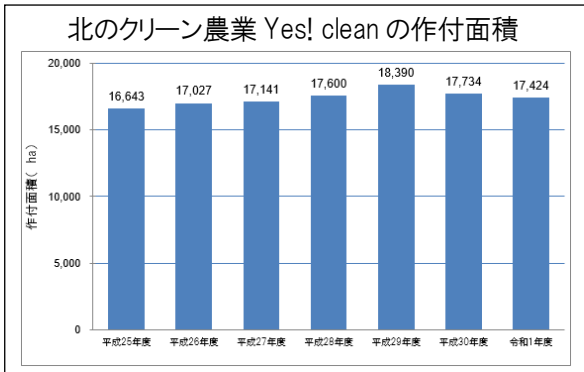
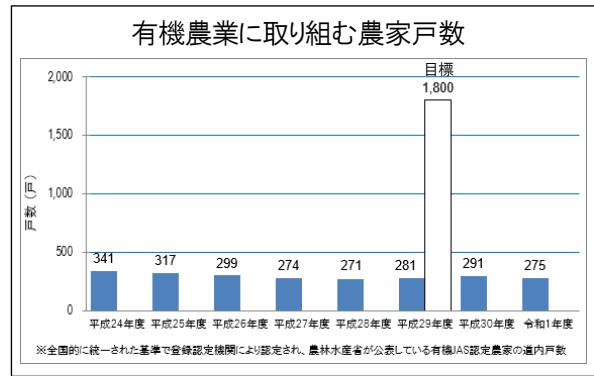
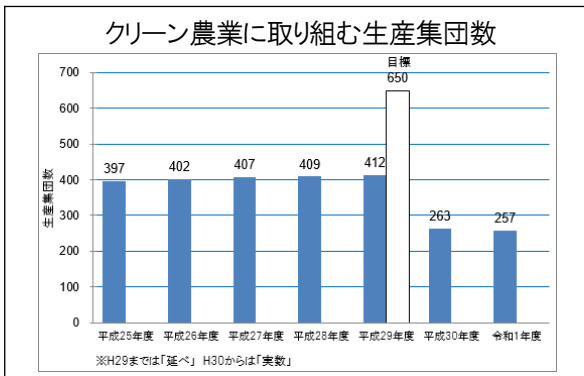
生物多様性に及ぼす影響を少なくする土地利用に関する関連指標群については、図5のとおりです。

生物多様性に配慮すべき区域として区分している、森林所有者の生物多様性保全目的の整備面積については漸増している一方、ラムサール条約湿地の箇所数は近年変化なく、自然条件を考慮した適正区分の対象がなくなったとは考え難いことから、生態系によって進捗に差のあることがわかります。

環境負荷の抑制について、農地での化学肥料や農薬の低減に関する取組は行われているものの、有機農業に取り組む農家戸数やエコファーマー認定数は減少傾向を示しています(再掲)。

図5: 目標2-基本方針②に係る関連指標群の動向





(3) 課題

- 本道の基幹産業である農林水産業においては、各地域で生物多様性に配慮した行動が見られるが、気候変動対策との関係性を踏まえ、より環境負荷低減に向けた土地や海域利用による持続可能な農林水産業の維持を目指す必要があります。
- また、気候変動の緩和とその適応に当たって、再生可能エネルギーや防災などの分野で新たな土地利用が進展していますが、その内容によってはその土地に関わる生態系サービスを失う可能性もあることから、そのトレードオフを見極めて持続可能性の観点から対応する必要があります。
- さらに、各生態系間のネットワークの重要性に鑑み、連続する生態系や水資源リサイクルなど広域的な観点から、土地利用を図るための研究開発も一層進めていく必要があります。

IV まとめ(評価と今後の方向性)

(1) 総合的評価

北海道生物多様性保全計画は、本道の豊かな自然環境を将来に渡って保全し、その自然環境から得られる様々な恵みを持続的に享受できるよう、道における自然環境に関わる取組全般を、「生物多様性の保全と持続可能な利用」という視点で取りまとめ、課題に的確に対応していく道筋として策定しました。

本計画で設定した本道の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する2つの目標について、それを達成するための基本方針と、さらにそれを反映させた具体的な取組に当たる実施方針の実施状況を概括し、その結果について記載します。

ア 施策別実施方針との関係

8つの生態系別としての18項目、重点地域の保全施策としての3項目、横断的・基盤的施策としての11項目について、関連指標群の動向からも進展が見られるものもある一方、減退が見られたり進んでいない取組もあり、さらなる取組の強化や、明らかに不足している取組を推進する必要があります。

イ 目標との関係

北海道の生物多様性について、現時点で差し迫る顕著な危機は確認されていませんが、道内すべての地域で特色ある生態系や動植物が保全され、それぞれの生態系構成要素が持続可能な形で利用がされているとは言えない状況にあるため、計画期間において達成したとはいえないと評価します。

(2) 今後の方向性

ポスト 2020 生物多様性国際枠組が議論されている中、今後の国の次期生物多様性国家戦略の検討状況を踏まえ、本道における地域戦略として 2050 年の目標である「自然と共生する社会」を見据え、2030 年に向けた中期的な方向性を記載します。

ア 健全な生態系の維持・回復

- ・ 法令に基づく保護地域の保全と持続可能な利用を強化するとともに、保護地域以外の生物多様性の保全に貢献している地域(OECM)の認定など新たな制度を活用し、生態系やその構成要素を保全する範囲を拡大するなど充実を図る。
- ・ 多様な機能を有する自然環境を活用した社会資本整備(グリーンインフラ)による土地利用や、希少な野生生物の生息・生育環境の保全を進めるとともに、多くの主体が関わることで自然の豊かな恵みを引き出すことを想定し、森・里・川・海の連続的な生態系のネットワーク化を図る。

イ 自然の恵みの持続可能な利用

- ・ 自然環境を暮らしや社会・経済活動の基盤として見つめ直し、そこから得られる恵み(生態系サービス)や、自然との関わりを通じた知識や伝統文化の維持・継承を図り、生物多様性の保全を通じ、自然が尊重される社会を目指す。
- ・ 地域課題の解決を見据えた、地域の自然資源や生態系機能の持続可能な形での利用を推進することで、適切な土地利用・管理が促され、都市部や農地を含めた生態系全体の健全性を回復させる。

ウ 生物多様性の社会の浸透

- ・ 生物多様性の認知度が低い現状にあることに鑑み、体験学習や自然とのふれあい等を通じて生物多様性の保全と持続的な利用の重要性について理解促進に向けて取り組む。
- ・ 企業における事業活動においては、生物多様性の劣化が、これまで得られた生態系サービスを失う経済的損失であることを認識し、サプライチェーンを含めた経営活動全体において、持続可能性に配慮された原材料使用や生産工程採用、自然への依存度の定量化など、自然を優先する取組を支援する。
- ・ また、生物多様性の劣化から再生へと転換するため、自然の恵みや自然との共生といった、一人一人の生活との結びつきを理解し、行動に繋がるよう取組を推進する。
- ・ さらに、道内のくらしが、他の都府県や海外の生物多様性にも支えられていることを認識することで、個人の消費行動が、生物多様性の保全と持続可能な利用に配慮されたものとなるよう、行動変容を促す。

エ 気候変動対策との相乗効果

- ・ 気候変動による生物多様性への影響が徐々に顕在化していることから、地球温暖化の緩和策と適応策に関する取組と生物多様性保全の取組との連携を強化する。
- ・ 特に 2050 年までのカーボンニュートラル実現に向け大きな動きがあるエネルギー分野のうち再生可能エネルギーの導入においては、生物多様性の保全と両立やバランスを図る必要があるほか、防災分野では、状況に応じ生態系を活用した防災・減災を取り入れることが、地域のこれまでの自然との関わりなどを勘案し選択肢とすべき場合があり得る。
- ・ 道内でも大きな面積を占める森林、湿原や、藻場干潟といった沿岸生態系などの自然環境は、多くの二酸化炭素を吸収するとともに、炭素を固定する機能があることから、これらを含む保護地域の拡大により緩和策を推進するほか、その拡大が将来予想される気候変動に野生生物が分布を変えていく際の適応策にもなる等、生物多様性保全と地球温暖化の緩和策、適応策との相乗効果を生み出す取組推進を図る。

